

第二十二回国会
衆議院

地方行政委員會議録第四十一号

昭和三十年七月十五日(金曜日)

午後二時一分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 池田 清志君 理事 龜山 孝一君

理事 古井 喜實君 理事 鈴木 直人君

理事 前尾 繁三郎君 理事 加賀田 進君

理事 門司 亮君

川崎 末五郎君 木崎 茂男君

額 彌 彌三君 渡海 元三郎君

徳田 與吉郎君 丹羽 兵助君

山崎 巖君 川村 継義君

北山 愛郎君 五島 虎雄君

坂本 泰良君 横山 利秋君

伊瀬 幸太郎君

出席國務大臣 川島 正次郎君

出席政府委員 自治政務次官 永田 亮一君

總理府事務官 (自治庁行政部長) 小林 興三三君

總理府事務官 (自治庁財務部長) 後藤 博君

委員外の出席者 總理府事務官 (自治庁財政) 柴田 護君

部財政課長 専門員 長橋 茂男君

七月十五日

委員 山崎巖君、伊藤好道君及び杉山

元治郎君辭任につき、その補欠とし

て太田正孝君、横山利秋君及び伊瀬

幸太郎君が議長の名で委員に選任

された。

本日の會議に付した案件
地方財政再建促進特別措置法案(内閣提出第一一五号)
地方自治に関する件

○大矢委員長 これより會議を開きます。

地方財政再建促進特別措置法案を議題として質疑を行います。

地方議會の運営に関する問題について横山委員より發言の申し出がありますので、これについて調査を進めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○大矢委員長 異議なきものとして、本件の調査を進めることにいたします。横山利秋君。

○横山委員 本日の新聞によりますと、すでに政府側としても御存じのほどだと思つておりますが、鳴海町において非常に奇異な事件が突発をいたしました。本鳴海町を初め、名古屋周辺の十一カ町村は、すでに去る三月でございました、流血の慘事を演じましたので、当委員会におきましてこれを取り上げて審議をいたし、地方からそれそれ関係者を招致いたしました。長時間にわたつて審議をいたしましたことが御存じのようにございます。その後関係町村におきましては、内閣總理大臣あてに於いて県の決定についての異議申請をいたしましたはずであります。その異議申請はいつごろあつて、今どういう経過をたどつておるか、まづもつてそれを伺いたいと思つております。

○川島國務大臣 名古屋と周辺町村の合併問題は相当前から問題になっておりまして、政府においてこれに裁定を下す段階になつておるのであります。あたかも地方議會の選挙に當りまして、自治庁といたしましては地方議會の選挙の終了を待ちまして、処置をしようと考えておるのであります。鳴海町の町長選挙を最後にしまして、すでに各町村とも選挙が終了しましたから、せんだつて愛知県知事を東京に呼びまして、一応愛知県の考えをあらためて聴取いたしました。来週早々から周辺の町村長に順次に自治庁に来てもらひまして、町議會の決議の状況、また執行部の考え等を聴取いたしまして、それらを参考にしまして、なるべく早い機会に結論を出したい、こういうふうな段取りになつております。

○横山委員 大臣のせつかくのお話でございまして、地方選挙、それに続く町長選挙、それから今日に至るまですでに数カ月の期間が経過をいたしておるのであります。この合併の問題につきましましては、全国各地におきましても非常な紛糾を招くものでありまして、時間を置けば置くほど、いろいろな問題が派生的に発生をいたしております。先ほど申しましたように、騒動町会が行われて、流血の慘事を演じました。その後の地方選挙では、十一カ町村ほとんど合併賛成を主張いたしました議員が多数を占める、こういう結果に相なつておるわけでありまして、町民の意思はもうそこできまつたと言つても過言ではないのであります。御存じかも知れませんが、ひとりここに鳴海町だけが、二十六名の定員のうちで十三対十三ということに相なつておるわけでございますが、その他の町村におきましては全部賛成派が勝ちを占めるといいますか、合併を支持いたしましたのであります。この長い期間において自治庁がすみやかなる裁断を下さないために、鳴海町におきましては今日なお紛争が絶えませんが、他の町村においては合併の熱望が非常にあるわけでありまして、どうしてこんなにおそくなつたのか、もう一回大臣の誠意ある答弁をお願いしたい。

○川島國務大臣 名古屋と周辺町村の合併問題は私の就任以前からの問題でありまして、就任のとき引き継ぎを受けましてさうすぐ調査にかつたのであります。先ほど申し上げたように地方議會なり、地方の長の選挙が控えておりますので、それを待つて結論を出そう、こういう考えでおそくなつたのであります。しかしすでに選挙も過ぎたのでありますから、速急に結論を出すつもりであります。来週早々からして各町村長が順次来ることになつておりますから、これは三、四日で終るつもりでございまして、それを聴取した上に最後の判断を下しまして何らかの処置をいたすつもりでございします。

○横山委員 鳴海町の問題についてはあとで申し上げますが、他の町村において私が言いましたように、住民の意

思は地方選挙において合併賛成を支持しておるわけですから、民主政治のもとにおいてこの町民の意思を率直にあなたはお認めでございますか。

○川島國務大臣 大多数の町村が合併賛成の決議をしておることを私は認めておりますが、愛知県会としましては違つた方向の決議をいたしておるのであります。これらを調整する必要も

ありますので、あまり早急にやりましてかえつて紛争の種を残してはいかぬ、こういう考えもありますので多少遅れたのでありますけれども、もはや最後の解決の段階に来ておりますから、先ほど申し上げたように、なるべく早く解決をするつもりでございします。鳴海町の問題はせんだつて特に町長が私のところに参りまして、町長の意向もよく聴取してあります。なお正式にはあらためて自治庁から通達を出して上京を促しておりますから、来まして決意いたしましたと考えております。

○横山委員 私の聞いておるのはそういうことではない。地方自治法の精神によつて一番根幹となる町議會が合併に賛成する決議をなした、そのあとで地方選挙が行われて合併支持をする議員が多数當選して過半数を占めておる、こういう二つの事実に対してあなたはもう一度関係者と呼んで意見を聞くこととなさつておるのだけれども、民主政治のもとにおいて二つの敵然たる事実があるのを、あなたは関係者の意

見を聞くというのを重点に置いておられるようだが、間違ではないか、こう言っておるのです。さらに詳細を聞くのはよろしい、しかしこの町議会の決定というものは、次に起った地方選挙において合併派がすべて多数を占めておる。この二つをどう思われるかというのです。

○川島國務大臣 今のお話の事実は認めておりますが、しかし愛知県会というものは反対の決議をしておるのでありますから、これまた無視ができません。つまり、その間の調整をはかりましてどういかに判断を下すことが愛知県のためにいいかということの結論を得なければならぬのでありまして、愛知県会も名古屋市会も、また周辺の町村全部が合併の決議をしておれば問題は無い。ところが愛知県会が反対の決議をしていまして、名古屋市会と周辺の多くの町村が賛成の決議をしておる。そこに問題があるのでありますから、今のお話のように周辺町村が賛成であるからそれを無視するのは民主主義政治に反するのではないかと、これは、御議論としてはその通りであります。御議論としては愛知県会というものが、事実としては愛知県会というものを無視するわけにもいかぬのでありますからして、その間において私も苦心をいたしておるわけでありまして、のみならずこの問題は関係代議士の方々も多数ありまして、私はいろいろなお話も承わっております。しかしあくまでもこれを事務的に取り扱ひまして、筋の通った解決の仕方にした、こう考えております。決して町村議会の決議を無視するものではありませんけれども、そういう事情でありますからして御了承願いたい。

○横山委員 この地方自治法なり町村合併法の立案の経過をたどってみますと、少くとも地方自治の根幹というものは町村にある。それで県はその調整をするというふうには私は考えておるのです。大臣の今のお話を聞きますと、何か考えようによっては県の決定が優位にある、ないしは一步下つても同等にあるというお考えがあるように思うのですが、町民個々の意思が基本になっております立場からいふならば、これは町村の決定なり議決なりあるいは地方選挙における町民の個々の意思というものが優先して考えられるのが、僕は立法の趣旨だと思ふのです。が、私のこの考えが間違いだと思ひますか。

○川島國務大臣 お考えはよくわかるのですが、愛知県会というものは合併反対の決議をしておるのでありますからして、これまた民主主義の精神からいへば尊重する必要があります。この間に私どもは苦慮をいたしておるのであります。愛知県会の趣意も尊重し、また周辺町村の趣意も尊重してどこに解決を求めるかということでありまして、お話のように町村会の決議を無視してこれを違った方向に持っていくようなこととは一向考えておりません。

○横山委員 大臣と私は多少見解が違ふようであります。しかしこれはあまり法律論を長くやりまして各同僚議員に迷惑でありますから、次の問題に進みたいと思ひます。さて他の町村はすべて合併に賛成する議決を行い、同時にまた地方選挙においてさらに住民はこれらの支持をいした結果と相なつた。鳴海町の二十

六名の定員の中で賛成反対十三名ずつとなつたのであります。昨日の新聞を見ますとこういう記事が載つておるのです。「名古屋市の合併問題についての内閣諮問を取上げるかどうかを決める愛知県知事鳴海町議会は、十四日午前九時十五分から開いた。まず佐伯町会議員は内閣諮問取下げの議案は協議会で審議すべきもので、本会議で諮るべきものではないとして、現農協理事長加藤徹三氏を十三対十二で選任、同九時半閉会を宣して佐伯議長はじめ名古屋市合併賛成派十三名だけが退場した。これに対し反対派十三名は佐伯議長の閉会宣言を無効として、同十一時近藤副議長が議長となり本会議を続行、内閣諮問取下げ、大都市周辺市町村整備条例指定の二議案を上程し、全員賛成で議決、同十一時半ごろ散会、引つぎ反対派だけで協議会を開き、名古屋市の合併反対を確認した。

議会議事局では反対派だけの本会議続行は法的に疑義があるとみており、問題を残している」というのであります。よく考えてみますと、地方自治法の百十三条「普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない」との条文だけを見ますと、なるほど二十六名なら、十三名で町議会があつても、片方の十三名で町議会がある感じがするのであります。これはしかししつうと論議で、かなりむちゃくちゃな決議が續々反対派、賛成派で行われるものならば、これは何をか言わんや、町の行政というものは全く混

乱してしまふ一途あるのみだと思ふのです。大臣はこの点についてどうお考えですか、まず総合的な見解を承わりたいと思ひます。

○川島國務大臣 御質問の趣旨がわかるなかつたんですが、結局半数だけで決議したのはいけぬが、その見解はどうか、こういう御質問ですか。

○加賀田委員 詳細な点は横山委員から質問すると思ひますが、実は議長の出席で会議を開いて、一応閉会をした。その閉会後あらためて副議長をもつて議事を再開して、反対の決議をした、こういう状態があるわけでありまして、この自治法に基いて議長に事故あるときは副議長がそれにかわるといふことになっておりますけれども、議長が一応会議を開いた後において、議長が事故あると認められずに副議長が勝手に議長を開いて議事を進行した。これは副議長によって進行された議会は無効というのがわれわれの見解であります。そうでないかどうかというのを長官に質問しておるわけでありまして。

○小林(興)政府委員 今の問題は法律上の解釈の問題でありますから、私の方からかわつて御答弁申し上げます。私も実はその事件の詳細は、今新聞記事をお読みになりました程度しか知らないものであります。議長が正式に閉会してしまつたあとで、あとの半数の者が勝手にやつたという事実のようでございます。あるいはその間に半数以上から開会の請求とか何とか手続があつたのかもしれない。これは純粹の法律論だけでございまして、その間の事情をもう少し明らかにしなければ

ば、直ちにこれが適法かどうかということ、私としては判断がつかぬのであります。これは法律問題だけの問題で、法律論としてよいか悪いかわからない問題と、そういうやり方が適當であるかどうかという問題とは、それそれ異論があるだらうと思ひます。

○横山委員 それでは行政部長に法律論について見解を伺つてみたいと思ひますが、この百十三条による半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができないという問題です。たとえば今鳴海町の二十六名の半数以上ならば、半数でもまあ認めるといふことに相なるのです。ところがこの調子でいけば、半数ずつの議会が常に存在し得ることになるわけですね。こんなばかなこと、地方自治法としては私は許してはいないと思ふ。従つてここにどちらの半数が正当であるかという判断を、自治法としては法律解釈としてはどういふふうに求められますか。私は議長というものの合法的な行動、これによって半数が正当であり、半数が非合法というのか、そういうふうな判断をするべきじゃないかと思ふのですが、いかがでしよう。

○小林(興)政府委員 今のお尋ねは――会議を開くために半数以上なければならぬ、これは明瞭でございます。今のお尋ねの場合はそうではなくして、その会議を開く手続上適法かどうか。半数であらうが三分の二であるが、会議を開会するについての必要な手続がそれぞれ要するのでありますから、その手続が行われておるかどうかというところに法律上の問題があるのではないかと、こういう感じがいたすわけでありまして、

ば、直ちにこれが適法かどうかということ、私としては判断がつかぬのであります。これは法律問題だけの問題で、法律論としてよいか悪いかわからない問題と、そういうやり方が適當であるかどうかという問題とは、それそれ異論があるだらうと思ひます。

○横山委員 それでは行政部長に法律論について見解を伺つてみたいと思ひますが、この百十三条による半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができないという問題です。たとえば今鳴海町の二十六名の半数以上ならば、半数でもまあ認めるといふことに相なるのです。ところがこの調子でいけば、半数ずつの議会が常に存在し得ることになるわけですね。こんなばかなこと、地方自治法としては私は許してはいないと思ふ。従つてここにどちらの半数が正当であるかという判断を、自治法としては法律解釈としてはどういふふうに求められますか。私は議長というものの合法的な行動、これによって半数が正当であり、半数が非合法というのか、そういうふうな判断をするべきじゃないかと思ふのですが、いかがでしよう。

○小林(興)政府委員 今のお尋ねは――会議を開くために半数以上なければならぬ、これは明瞭でございます。今のお尋ねの場合はそうではなくして、その会議を開く手続上適法かどうか。半数であらうが三分の二であるが、会議を開会するについての必要な手続がそれぞれ要するのでありますから、その手続が行われておるかどうかというところに法律上の問題があるのではないかと、こういう感じがいたすわけでありまして、

○横山委員 そういたしますと、手続の中心になるのは、これは議長でございましょう。議長が第六十六条によつて「普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。」この文章そのまゝをとつてみますならば、病気であるとかあるいは旅行であるとか、そういう場合に議長が自分の仕事を副議長に委任をした、こういうふうな考へるのが当りまえじゃないかと思うのですが、いかがでしよう。

○小林(興)政府委員 具体的な事件がよくわかりませんが、法律的には百十四条という条文が一つございまして、議員の定数の半数以上の者から、その日の会議を開く請求ができるという規定がございまして、その場合に議長がなお会議を開かないときは、百六条一項または二項の例による、こういう規定がございまして。あるいはこの規定を發動したのかもしれない。そこそこは事実を確かめなければ私も何とも申し上げようがございせん。

○横山委員 あなたはこの鳴海町の事実問題をとらえて答弁をなさっているのですが、私は事実問題はあとにして今御質問しているのですから、その点を一つ御了承願わなければなりません。が、私は少くともこの百十三条という条文に誤りがある、改正を要するものをつくづく考へるわけです。開けば今回ばかりでなくて、もうすでに全国では二、三カ所こういう問題があるやうであります。しかし現存する法律の立場から見ると、議長が百四条なり百十四条なりというものを正当に行使しておる限りにおいては、勝手に、

過半数だ、いや半数だといつて百十三条を活用するがごときことは許されないと思ふのですが、この点はいかがですか。

○小林(興)政府委員 百十三条はましく定足数の規定で、この通りでございまして、この会議の開閉につきましても、また開閉の手続があるわけでありまして、ただ議員が過半数を過半数集まつたつて会議になるわけじゃないのでありまして、議長が正式の手続をとらなくちゃできないわけでありまして。そこでその議長が正式の手続をとる場合には、百十四条の規定も法律上働かぬ地がある、こういうことを申し上げたわけがございまして。

○横山委員 それでは今度は鳴海町の現実の問題として御質問をいたしますが、午前九時十五分に開いて、九時半に議長が閉会を宣した。かりにそのときに、行政部長がおっしゃるやうに、異議があつて、そのまゝ十三名が残つたというならばともかくとして、一回閉会をして、今度はそれに異議があるといつて、十一時に反対派ばかり集まつて、そして事もあろうに町の重要な、全くここ一年來流血の惨事をも演じたやうな重要な問題を、反対派だけ集まつて、根本的にくつがえすというやうな議決を行うことは、まことに奇想天外な、全くむちゃくちゃな話だと思ふのであります。この点についてあなたの御見解をお伺いしたいのです。

○小林(興)政府委員 今の問題になりますと、その開会が法律的に全く説明がつくつかぬかという問題と、それから法律上の説明がかりにつくにして、もつたやうな問題をそういうやり方でやることはいか悪いか、こういう問題と、私は両方あるやうに思ふのであります。それでどういふ問題は法律上の要件さえかなつておれば申し分ないかといへば、そこは当然いろいろ批判が出てくる余地はあるだらうと思ひます。

○加賀田委員 今小林部長から百十四条の説明があつたわけですが、百十四条には「議長は、その日の会議を開かなければならない。」こうなつておるわけですが、これはもし要求があつた場合、その日に会議を開く、どうしても、何回でも開かなければならぬという意味だつたら、その日に会議を開かなければならぬ、この規定してあると僕は思ふのです。その日の会議と云うと、その日に会議が開けなかつたことを前提として書いてあるのじゃないかと思ふのですが、そうすると今の鳴海町の場合は、前に会議を開いて閉会してあるわけですが、再び開くということになると、百十四条の「その日の会議を開かなければならない」といふ、過半数の要求を通す問題と少し異なる点があると思ひますが、その見解を承わりたい。

○小林(興)政府委員 これはなるほど法律上の文句も、解釈としてはいろいろ問題があると思ひますが、これは私はなお研究を要する点もあると思ひますけれども、本文の文句だけの感じでは、その日の会議といふのは、今おっしゃいました通り、全然開かぬ場合もありましたやうが、しかしかりに午前中に終つて午後もう一度開くということも、これは私は認めるのじゃないかと一応考へておるのです。

○加賀田委員 そうすると私の解釈でいきますと、要求があるときは、議長は、その日の――じゃなくて、その日

に規定すべきだと思ふのです。何回でもその日に要求があればその都度開かなければならないときは、要求のあつたその日に開かなければならないと規定すべきであつて、その日のことになりまして、その日に開いてなかつたといふことが前提になるのじゃないかと思ひますが、もう一度……

○小林(興)政府委員 その点は今お尋ねでございまして、毎日々々の会議といふ意味でございまして、その日に書いても、あるいはその日の問題で、一度開いたらもう開かないかといふことの意味までこの表現だけで読むことはできぬのじゃないか、私はそういう気がいたします。

○横山委員 今加賀田委員からの質問がありまして、かりにこの百十三条、百六条、百十四条を、間違つたやうな理解の仕方をして、鳴海町で十三名の反対派の人がやつたやうなやり方をいたすといひますと、たとえば十三名だけ集まつて、夜の夜中でも議長に出でこいと言ふ、そんなばかなことはな

いと言ふと、いや百十四条があるのだ、お前が出てこなければ副議長がやるといふやうなことで、何回も乱用できるわけですが、極端な話をしますと……そうするとその解釈をとる限りにおいては、十三名の反対派と賛成派で町に二つの議会が必ず成立をす、また必ず成立をさせ得るといふ議論になつてしまひますが、この点はどう考へますか。

○小林(興)政府委員 半数以上あれば会議を一応正式に――正式にと言つては語弊があるかもしれませんが、一応合法的に開くことができることになつておりますから、規定を乱用して二つの議会ができるということも、それぞれこの規定の正しい読み方によつて行われればあるかもしれませんが、これははなはだ異例といふか妙なといふか、認めていいかといふことになれば、はなはだ妙なことだらうと思ふのであります。地方でもときどき議会が二つあつて、どつちの議決が有効だといふ議決が、きつめてまればありますけれども、正直に申しまして、何件かわれども耳にしたことがないではありませんが、問題は、その開き方そのものが合法かどうかという問題ととも

に、その事を決した締めぐりといふものを、一体どうついたらいいかといふことの方が、問題を具体的に解決するゆゑんだらうといふ気がいたすのであります。今の場合に、かりにそういうことで、法律的にどう申しましても……いま一つの問題は、総理大臣に対する審査の請求を取り下げるといふ議決ですが、これは事柄をそういう形でやることは私も適当だとはちつとも思ひません。

それから先ほども申しました、そういう書類が今日こつちへ来たか来ないかという問題があります。かりにそういうことになれば、これは関係町村と一緒に書類が来なければできぬといふ問題も実はありますし、それでありま

すから、そのやり方は私もいいとは思ひませんが、法律上ともかくの説明がついたといひましたも、それだからどうしようといふだけの議論はいたしたくないのじゃないかと思つております。

○横山委員 最後にその法律解釈の問題についてお伺ひしたいのですが、今

のあなたのお話は、かりに法律上説明がついたとしても——現実問題としてかかることについては首肯しがたいというあとの方がいいのですけれども、先の方の、かりに説明がついたとしてもと言つて、今の自治庁の見解を憶測をいたしますと、法律的には両方とも成立し得るがごとき印象をお与えになるという事は、私はこれは地方自治の法律解釈をする上において、まことに重大な問題だと思つて、極端な解釈をすれば、自治庁が両方とも成立するという解釈をとつておられる限りにおいては、これはゆゆしい問題で、かかる事態が今後ともあり得ると想定しなければならぬ。そこで自治庁として百六条なり百十三条なり百十四条なり、この三つの条文に、やはり一つの基本となる考え方を持つていなければだめじゃないかと私は思ふのです。どこにそのよりどころを求めて、半数以上というこのおかしい法律にかすがいを打つて、この点についてはこゝういふふうに考えるのが正しいという基準をお持ちになつていないかごとき口吻は、まことに遺憾千万でありまして、もう一度その点を明確にされることを望みます。

○小林(興)政府委員 今の場合に、同じ日時に二つの議会がかりに成立して、そのどっちが有効だ、こういう議論になればともかくも、一日時に同一の議会が二つ開けようはずはないのでありますから、これはいづれが是か非かが非かという判定を下さざるを得ぬだらう、しかしながらそうじゃなしに一度開いて閉会になつたものが、その後ある時間を置いてもう一ぺん開かれたときに、それが適法かどうかとい

うことになれば、これは適法とみなさざるを得ない場合が、かりに半数であつたとしてもあり得るのじゃないか、そういう意味で申し上げたわけでありませう。しかし会議はたいいてい会議規則その他によつて会議場というものがみな大体きまつておられて、そういう場所でも二つのものが一緒に開くという事は事実上あり得ないわけでございます。そういう意味で私は申し上げたのであります。

○坂本委員 自治庁は法律の解釈はもと法律の解釈らしく、純粋にやらなければいかぬと思ふ。ですからこの議会の開会の問題は議長がやるべきものだ、そうして議長が一度やつて、そのあとで副議長がやつたものと、その両方を調べてみなければならぬ。現実に問題にとらわれて両方いい子にならうとするからいかぬので、地方議会は、議長がちゃんとおりますから、議長が議長席に着いて開会を宣して初めてその議会が成立するわけですね。今横山委員が聞くのは、議長がいて議長が開会を宣して開いたものは当然議長が開かれておられるけれども、そうでなくて、議長がおられるにかかわらず副議長が議長を開いてやつた場合はどうかという、最初の基本的な考え方を聞いておられる。この点についてははいまいなことを言わずに、はっきりと解釈した返事を承りたい。

○小林(興)政府委員 それですから、私は具体的な問題がどうかということでは事実がはっきりしなければわかりませんが、今の法律上の解釈だけを読めば百十四条によつて半数以上から開会請求の手続がありまして、その場合議長が会議を開かないときには、百六条

一項または二項の例によつて開き得る規定がある、こういうことを申し上げただけであります。現実の場合がこれに當つておるかどうかということは全然別問題であります。

○加賀田委員 もう一つ疑義があるわけなんです、自治法の百十三条で半数という事は議員の半数ということになつておりますが、これは副議長が議長になつた場合でもやはり議員としての出席の数に入れるのかどうか。

○小林(興)政府委員 これは入れると存じます。

○加賀田委員 そうすると今横山君の質問したような問題が、半数々で議長と副議長で本会議がその日に二つも開かれるような問題が起つてくると思ふ。一方は賛成の決議をする、一方は反対の決議をする、しかもその会議は両方とも有効だという問題が小林さんの発言では起つてくると思ふのですが、これは運営上ゆゆしい問題であると思ひますから、明確にしてもらいたい。

○横山委員 そういうことがそうあり得ないという考えに立つてはいかぬのです。もうすでにこの件は全国で三つばかり起つて、三番目なんです。今すでに鳴海で起つておるし、こゝまでなつてきておるのです。今晩あたりまた賛成でやるかもしれない、あしたはまた反対側がやるかもしれないので、それをあなたのようなあいまいなことを言つておつたら、両方ともいやおれの方が有効だ、おれの方が有効だと言つて、こゝしばらくの間鳴海町は賛成と反対の決議ばかり行われているということになります。明確にしてもらわなければだめです。

○坂本委員 議長の職権というものは重要視していかなければならぬと思ふ。ですから同じ日に議長も副議長も出ておまして、そうして議長が開会を宣してやる場合は正当なものとして議論はないと思ひます。その議長がおるかかわらず、この法律にある事故がないにかかわらず、副議長がその半数で開会を宣した場合にそれがいいか悪い、こゝういふ問題に私はかかつてくると思ふ。そうしたならば議長がいまいとか事故があれば別だけれども、やはり出ておられます場合は、議長が議長席について開会して初めて開かれたのが有効である。議長がおるにかかわらず副議長が勝手に開いてもこれは無効だといわなければならぬ。こゝういふものの考え方によつておるのであります。

○小林(興)政府委員 それで鳴海の問題は全然別にいたしまして、これは具体的事実の判断でありますから、私はよく知りませんが申し上げないのではありません。それで坂本委員もおっしゃいましたその点を申し上げたのであります。つまり議長が開くのが普通は当然であります。議長が成規の手続で開かなければ成規の会議にならぬことは明瞭であります。百十四条に特に議員の請求による手続が書いてあります。その手続のつとて行われたものとすれば、これがただちに違法な会議とは言えない、こゝういふことを申し上げたのであります。

そうするとかりに会議が二つあつて、ちがはくに行つたり来たりするものが横山委員のお尋ねであります、これは正直に申しましてこゝういふことは

あり得ると思ふのであります。ただ同じ日時に二つあつたというときには、同じ会議が二つ成立する余地がありませんから、どっちが有効かということ、どうしたつて判断せざるを得なからうと思ふのです。だからきょう二つの会議を開いておるといふことはあり得ぬと思ふのであります。しかしながら時間を異にすれば、全然あり得ぬかといへば、それぞれの会議について適法な会議であるかないかというのを判断してきめるよりしようがないじゃないか。こゝういふことを純法律論でありませう、申し上げたのであります。

○加賀田委員 今時間的な差があれば、こゝういふことがあり得るということになると、今後の運営に大きな問題を起すと思つて、自治庁として研究してもらいたいと思ふのですが、ただそれは会場の関係だけであつて、もし会場が二つ利用できる、本会議場と委員会室と二つ利用できるというようになれば、同時に開かれる場合が起つてくる。会場はこゝでなければならぬという規定があるとすれば別として、こゝういふ明確な規定がないとすれば、たとえば地方議会で委員会室で本会議を開く、あるいは従来の本会議場を開くというようになつて、こゝういふような形で起つてくると思ふのです。だから同時に開かれることがないといふことは、十三名々々々、半数で副議長あるいは議長が開かれることがあり得るとすれば、私は同時に開かれることもあつたと思ふ。この問題はどうかなんです。

○小林(興)政府委員 かりに同時に開かれた場合に議会が一つの町には一つしかないことは明瞭でありますから、

一つの議会が二つ一べんに成立するといふことは理論上許すことができぬと思ひまして、こういうことではありませんから、いずれかの議会がそれはもちろん純法律論として違法であるか適法であるかという判定を下さざるを得ないだらうと思ひます。それでありまして、それからそれぞれの議会についてどっちが適法であるかという現実の問題として判断をしなければならぬ。私はこういうふうなことを考へておるのであります。ただきょうはここの派がやり、あしたはあつちの派がやる、こういうことを交互にやる、そうならば行政も何も動かぬことは明瞭でありまして、これはもはや単なる法律問題というよりも政治問題であつて、それで事態を解決することを考へなければ——法律としてそんなことまで規定して、みんな説明がつくようになっておるかといへば、そこまで予想してその場合にはどっちだといふことまでは、これだけの規定ではただちに判断を下せぬ場合があるやうな気がするのであります。それぞれの会議によつて招集の手続、会議規則その他を見て判断するよりしようがないのじゃないか、こういう気がするものであります。

○横山委員 あなたは法律論にとらわれ過ぎて、見なければいけません。じゃないかといふことでは、私のみならずここにおられる皆さんが、小林さんは一体何を考へておられるだらうかと思つておるだらうと思ふのです。それは同時に開かれても、あるいは日をたがえて開かれても成立の可能性ありといふのがあなたの見解のごとく聞かれるのです。そんなばかなことが法律論としてもあり得るわけがない。しか

し最後にあなたは、しかしながらそういう場合があつても、純粋法律論として最後に判断をしておしやるのだけれど、その純粋法律論とは何をものさしにしておきめになるかといふことを私は聞いておきたい。だれがきめるかといふことを聞くわけですか。あなたはそれについて何もおしやらぬ、先ほど同僚議員からそれは一つの議会の構成の一番の対象である議長といふものが重要なポストを占めるのではないか、そのほかには常議的に考へて何が正な判断といふものをどういふものさしでお考へになるか、そのときに政治論議で、私はこう思うという政治的な判断でやるといふならば、私は自治庁の法律論といふものは非常にめちやくちやだと言わざるを得ぬ。いかがでしょう。

○小林(興)政府委員 私は純粋の法律論ばかりを申しておるのであります。政治的にものを考へるつもりは全然ございません。そこでこの会議が適法に成立しておるかいないかといふことは、結局自治法と会議規則の定めるところによつて手続で定まつておるかどうかといふ事実の問題に帰着するのであります。議長でなければ全然開けないかといへばそういうわけじゃない、ある場合においては、議長が言うことを聞かぬ場合には百六条一項か二項の例によつて議長として開き得る道も自治法としては開いておる、そのことを申し上げたのであります。それからともかくも自治法を形式的に読めば、半数以上おれば、その正しい手続によつて開かれれば、これは議會でないとは言へぬじゃないか、そう

いふことを申し上げたのであります。しかしながら同一日に同じ町で同じ議會が二つ一緒に成立し得るかといへば、これはだれが考へてもそういうことはあり得ぬと言わざるを得ない、こゝう申したのであります。

○横山委員 そういたしますと今度は現実問題になるのですが、鳴海町議會において九時半に一回終つて議長は閉會を宣した、その同じ日の十一時同じ場所に対派だけ集まつて、そうして年来流血の惨事をも演じ、あるいは地方議會の議決もあり、あるいは地方選挙もあつた、こういう経緯を経てきたものを根本的に立場を変えた議決を反対派だけがした、こういう点について総合的に大臣の意見をもう一ぺん聞きたいのです。

○川島國務大臣 私は自治法の規定をよく知りませんし、法律の解釈は説明できませんが、會議が正式に成立するのには議員の半数以上の出席が必要なのは當然だと思ふのです。しかしそれ以外にもいろいろ条件があるのじゃないか、招集手続においてそういう条件を具備した會議であるかどうかといふことについては調査してみなければわかりません。勝手に副議長が招集をしたその會議が直ちに正式に成立したとはいひかねると思ひます。しかしあるいは法規上ちゃんと手続をとつてやつたのかもしれぬのであります。この点は事実を調査しなければ何ともお答えができないわけでありまして、今のお尋ねが鳴海町の今度の具體問題に對する自治庁の見解をおたしになるならば、さうそく事情を聴取いたしまして、その事情に基いて解釈をしてお答えを申し上げる、こういうふうにい

たしたいと思ひます。

○横山委員 私はあなたに法律論を聞こうと思つて言つたものではありませんが、法律論議についてはこの新聞にも「議會事務局では反対派だけの本會議行は法的に疑義がある」とみており、問題を残してゐるという見解を議會当局すら出しているわけですか。あなたにお伺ひしようとするのは、先ほど申したように流血の惨事から地方選挙から議會の議決から一年以來いろいろな問題を残してきて、そして今まさに反対派の人のやみ討ち的な行動によつてがらつと——反対派だけ集まつてやるといふことが、総合的に地方自治を担当しておられるあなたとしては、どういふ見解を持っておるかといふことをお伺ひしたのであります。

○川島國務大臣 その事実がやみ討ち的であるかどうかといふことは現状を調べなければわからぬのであります。で、この鳴海町の町會の問題が果して適法か不適法かについては、私どもとしては今日お答えするだけの資料を持っておりぬわけでありまして、適当か不適当かといふ問題以外に不当か不当でないかといふ問題になりますれば、私どももいたしましては町會が紛糾しないで円満に開かれることを希望いたしておるのでありますから、そういう事態がないことを希望しておるわけでありまして、ただ現実問題といたしましては、事実を調べなければここではない悪いのお答えはできないわけでありまして、至急に事実を調べた上に自治法とも照らし合せてお答え申し上げます。

○門司委員 ちょっと今のいきさつですが、話を聞いてみますと非常にめんどうなように聞えますが、自治庁に考へてもらいたいのは——今自治庁の見解は私は一応それだと思ふのです。自治法百十四条は百六条の規定をここにこまかくしてあります。議長が請求があつてもなお開かなかつた場合には百六条の二項、二項を適用してもよい、こゝう書いてあります。依つて副議長がやつてもいいという判断は一応法律的にはつきます。さらに百十四条の二項には、やはり多少考へなければならぬことを書いてある、それはその日の會議という字句が使つてあります。會議といふものは大体その日一回しか開かないといふ前提が書かれてあるから、會議を一応閉會したものをもた開くといふことは容易にできないといふことをここにチェックしておると思ふ、この意味は私は非常に重要なものだと思ふのであります。議員の請求によつて開いた會議は、議長の單獨の権限では閉會することができないやうに書いてある、それはもし反対派の議長が席に着いてこの會議を開いた、そして議長職權で閉會しますと云つて、さつと閉じる。一人でも異議があればその日の會議を閉じてはならない、議員の請求に對しても、議長は必ず會議を開かなければならないといふことが書いてある、こゝういふ意味を考へると、大體議會は原則的にその日は一回しか開いてはいけなないといふのが原則的なものの考へ方だと思ふ。それからもう一つは議長の権限であります。議長の権限は衆議院と違つて、地方議會の議長は衆議院と違つて、可否同数のときは議長これを決する、しかし議長は採決に加わつてはならないといふことがはっきり書いてあ

る、従って議長の権限というものは、副議長であるから過半数で議長に請求することができたという理論も成り立つものとは思うが、もしそれを議長一人のければ、過半数にならなくなってくる、私はこの辺の解釈が非常にむづかしいと思う、副議長であつても議長があるから、議長に請求するときは、一人の議員としての資格で請求して、一人の議員としての権限を執行することができ、議員としての権限を執行することができないのだ、採決に加わることができないのである、だからこれを過半数の中に入れるか入れないかということ、そこは一つの問題が残されると思う。こういう問題を考へて処理して、わねと、ただ百六条の關係と百十四条の關係だけで処理をするという今の小林君のような話では答弁にならぬと思う。こういう考へ方についても自治庁の考へ方がここで伺えるなら、一つ聞かせておいてもらいたいと思う。

○小林(興)政府委員 今お尋ねの通りこれはいろいろな問題がこんがらがつてくると思います。その間に会議規則の問題もありましようし、それで直ちにどうこう言えぬ場合も出てきますが、今門司委員がおっしゃいました通り、きわめて平面的に自治法の数条だけを前提にして議論をいたしますれば、会議はその日において一回開くというのが原則である、これは当然だろうと思ひます。一日に二回でも三回でも開くことが条例になつておるはずは私はないと思うのであります。それでも会議規則その他でそういうことを許容している場合もありましようし、絶対にいかぬかといへば絶対にいかぬまでは、直ちにこの規定からは言えぬ

のじゃないか、そういう気がしましたから私は先ほど申し上げたのであります、そこで半数というところになれば、半数だけで開いて——その場合に議長は議事については議決に加わることができぬという規定がありまして、そこでもそもも会議のときの定足数というものに議長を入れるか入れぬかということが、やはり一つ問題としてあり得るだらうと思うのであります、われわれの今までの解釈では、議会の定足数につきましては、要するに議員としての総数を全部入れて、議長も副議長も当然入る、こういう考へ方でございます、百六条は表決の場合のことをさめておるものだと一応解釈いたしておるのでございます。

○門司委員 これは議論を長くしてもなかなか尽きないと思ひますので、そういう議論を繰り返していただかないか解決しないと思ひますが、ただ問題になりますのは、その前条の百十三条の問題でもそうですが、会議を開く場合の過半数ということなんです。これは半数以上と書いてある。半数以上という言葉は過半数ということなんです。従つて半数が当るか当らぬかという議論の余地が、この場合ここには残されております。半数で開けるといふことを書いてない。半数以上といふことを書いてある。過半数でなければ開けない、過半数でなければ議決ができない、可否両方一緒になつたときは議長がこれを決すると書いてある。従つて一体半数だけで請求することができぬかどうか。半数以上という言葉が使つてある。だからこの字句の解釈は要するに半数以上でなければならぬといふことは、過半数でなければならぬといふことだ、私はこう解釈すべきだと思ふ。そうしなければ次の議決のところで数が合わなくなつてくる。片一方は半数以上といふことを真半分と、二十六人の場合十三人を半数以上と見ておる。議決のときには十三人以上と見ておる。議決のときは半数以上とみなさない、半数になつておる。この可否同数のときは議長が決する、こういう数字が出てくる、私は少くとも百十三条の規定が半数以上と書いてあることは過半数と判断するのが正しい見方だと思ふ。半数は必ずしも半数以上でない、半数である。半分でも十分の一でも多ければ半数以上になる。半数はど

こまでも半数だ。半数以上という言葉は少くとも過半数でなければならぬと思ふ。その辺の解釈はどうか。か。

○小林(興)政府委員 半数以上と書いてありますときには、自治法だけでないすべての法律がそうであらうと思ひますが、半数も入つており過半数も入つておる、こういう解釈であります。たとえば議員定数の場合に、人口二千人以上何万未満は十六人という場合には、二千人は入つておると読んでおるのであります。二千人だからその次の二千人未満の町村、こういうふうに書き分けておられて、法律上の解釈としてはその数も入つておる、こういうふうに理解しております。

○門司委員 法律上のそういう解釈は一応あるかもしれませんが、少くともこれは議會を構成して、構成した議會はものを決する、一連のものなんです。選挙や何かのただ人間の数が便宜的にこれから下をどうきめようというのじゃないのです。この場合のきめ方というものは、ただ単に半数が入つておるといふ行き方、そこまではいい行き方ではないと思ふ。もしあなたのう少しこの次の規定がなければならぬと思ふ。何人以下の場合はどうするといふ規定がなければはつきりした数字は出てこない。少くとも議會を構成する議員の半数以上が出てこなければ議會が構成しないという趣旨は、半数でいいという規定ではないと思ふ。少くとも半数以上でなければならぬといふ規定を持つておる。

それからそういう議論は別にして、もう一つ大臣のさっきの答弁の中で非常に重要な点の一つありますので、念のために聞いておきたいと思ひます。大臣の御答弁の中の果議會が議決をしておる、果議會の議決を尊重しなければならぬといふことは、私はその通りだと思ひます。これももし条文上解釈すればその通りだと思ひます。しかし自治法自体の精神からいって、あの条項を設けたときの議事録をざらんにすればよくわかると思ひますが、あの条項はあとから入れた条項なんです。要するに修正です。自治法の最初の法律の中には私は入つていなかったと記憶しております。あの一項を入れなければならなかったといふことは、自治法の合併その他が非常に紛争を來たして、そうして不合理な合併であると目されるような場合があれば、これをどこでチェックするかといふことについては、一応果議會にその権限を持たしたかどうかといふことであつたのであります。何でもかでも果議會が上級機関であるからこれを左右する権限を与

えたといふことでは私はないと思ふ。もしそうだとすれば自治法全部を変えなければならぬ。今日の自治法には御存じのように都道府県及び市町村をその主体としていることが二条に書いてある。従つて市町村も都道府県もその地位においては並立されたものである。これが原則である。その上に立つてこの条項だけであらうな事項を入れたといふことは、ほかにはどこにもこういう事項はないのであります、こういう果議會が上級機関であるかのごときものを入れたといふことは、合併その他に対して紛争があつた場合に、それが作爲的であつたりあるいは住民の意思に反したものがもし出てくる場合は困るから、そういう場合には果議會が多少これに修正を加える必要もあるのじゃないかといふことが原因だつたと思はれる。従つてこれを大臣が、さつきお話の中にありましたように、むろん果議會の決議も尊重しなればならぬ、そのときの状況をよく聞きになることもけつこうと思ひますが、心がまえとしてはやはりそういう角度であくまでも市町村単位の自治体がきめた総意というものは尊重すべきであるといふことが、私は大臣の一応のものの考へ方としては持たれておるべきではないかといふように考へております。こういう点についてもし大臣が御答弁できましますならば、一つ御答弁をお願いしたい。

○川島國務大臣 私は法律的なことはよくわかりませんが、市と町村とが全部が合併を決議するといふ場合には、その趣旨が尊重されることは当然であります。名古屋の場合は果議會がこれと異

なつた決議をしているところに問題があるものでありまして、県議会が決議したからといって、それが上級の地方自治体だから、その意思に従わなければならぬというところは絶対にないと考えております。

○大矢委員長 ちよつと私からも一つ。鳴海町の問題は向うから何か報告があつたかどうかということ、それから事実問題について調査をしよう、こういつているのだから、もしあつても、今新聞で読み上げた通り、調査を至急願う。

それから大臣にお尋ねしますが、こういうお聞き通りの問題が次から次に起きるといふことは、最終の決裁がおくれたといふことに大きな原因があると思ふ。それでこの決裁を大臣として大体いつごろされるべきか、これは予定ですか、いつの日かといふことは言えないかもしれませんが、大体いつの日までには決裁する、これがあればおのずから問題が解決すると思ふ。その点の見通しといふものを伺いた

い。○川島国務大臣 これは冒頭に答へ申し上げたのですが、せんだつて愛知県知事をお呼びしまして、一応愛知県の意向は聞きまして、それから関係市町村を順々に呼ぶことにしまして、すでに通知を發してございまして、来週の日曜から順次に参ります。固めて呼ばないで個々にみな意見を聞くつもりでいます。最後に名古屋市の意見を聞いて決定しますから、おそくも来月の上旬か中旬までには必ず結論が出る、かように御了承願つておきます。

○小林(興)政府委員 今の事件につきましては、私こつちに来るまで全然聞

いておりません。正式の報告はないと思ひます。しかし事情が事情ですから至急調べたいと思ひます。

○横山委員 貴重な時間をなんですか、最後に簡単に伺ひしますけれども、このように鳴海町のこと、自治庁の判断がおくれなかつたらに尾を引くことは必至であります。新聞に載つておりますこの紙面から想像いたします、流石の惨事であつたこと、すから、これは無効であるこれは有効であると自治庁はあげてハチの渠をつつたようなことになつておると私は思ふのです。そして反対派、賛成派、賛成派の方は行政訴訟を起す、市もやうかといふことを言つておることを私は聞いております。かかる事態が發展をいたしますならば、いつまでたつても切りがつかないで、従つて来月だとか何とか言わないで、自治庁としては一つすみやかに裁断を下していただきたいことを、私は特に要望いたします。い

わんやこの問題があるから、御調査はすみやかに願ひなければなりませんけれども、この問題をまた理由にして決裁が延長するといふことにはならないように、私は特にくれぐれもお願ひをいたさなければなりません。かりにこれらのいろいろ議論になりましたら、いろいろの双方の言ひ分もありましようけれども、こういうことにはあまりこだわつて、従来からのあなたの方の判断が左右されるとなれば、これはさらに新しい問題を起すと思ひますから、かかる問題に拘泥することなく、従来の速度を早めてすみやかに裁断を下されんことをお願いいたします。自治庁としては——これは間違ひであればけつこうであります、聞くところにより

ますと、自治庁において裁断を下すのもいかにかと思はれるし、もう一辺県と市と町村とで話し合つて見たらどうかといふふうな話があるやに聞き及ぶのであります。今に至つてそのようなことは私はないと思ひますが、その点だけ一つ明確にして下されば、私はこの辺で質問を打ち切りたいと思ひます。

○川島国務大臣 自治庁としてはそういう考えを持っております、せんだつて愛知県知事が来ましたときにもう一辺協議会を開きたい、こういう意見を言つておりましたが、それは愛知県知事の意見として聞いてあるだけであり

○横山委員 議事進行。ただいままで議論せられました鳴海町の問題につきましては、重要な問題でありますので、本日開かれました理事会には何らお話のなかつたことでもありませんけれども、重要法案を控へながらわれわれは拝聴いたしました。つきましては、大体御議論もつきたようでありま

が、今後こういう問題はぜひ理事会に前もつてお諮り願ひたい。十分おわかりのほうなんですから……。そしてわれわれも十分心構へをしてお伺ひをしたいと思います。また今まで拝聴いた

しました、どうかあとの重要法案の審議にはこれだけの時間も加えまして、一つ社会党におきまして御審議を願ひます。

○門司委員 議事進行。今非常にごもつともらしい議論がありましたけれども、一応拝聴いたしました。私はもし与党からそういう御意見がこの際出るのなら、一つお聞きをしたいのであります。きょうの委員会は一時に開

するとの公報が出てはいるはずであります。しかし当局のおいになつたのは二時過ぎております。一体当局は重要法案があるといふことをお考えになつておるはずで、その重要法案の審議に当局みずから出かけにならなかつたといふようなことで、一休会議が開けますか。少くとも政府は議案の審議に對してはもと忠実に、もつと熱心に、そしてできるだけ便宜を議員に与えていたなければならぬと思ひます。きょうはこれで委員長に頼んで帰つてしまふかと思つたんだけれど、もう最初からしても悪いからがまんしておつたのだ。今与党からもつもらしい議論が出ましたから、われわれはこれに對して申しておきます。

○坂本委員 貴重な時間を拝借して、私は結論の問題を一つ要望にもなると思ひますが申し上げておきたいと思ひます。この問題は当委員会においても参考人を呼びましてよく調査いたしましたのであります。地方議会においてこういう法を適用するやうな議会ができたといふのも、やはり過半数といふものの悪用であると思ふ。そういう問題が起る原因はどこにあるかといふと、大体鳴海町と名古屋市との合併は、これは住民の意思で一致しているわけなんです。ところが名古屋市と県との間の——これは基本的な地方自治体の見解の相違でなくて、感情その他の、知事選挙あるいは市長選挙にまつわる

ものがここにきまして、住民の自由意思による自治体の崩壊を来そうとしておるのではないか、かようにも考えられる問題であります。従ひまして、議長が招集せられないのを副議長が過半数だといつて勝手にやつて、あたかもその日に二つの議会があるやうなことをやること自体がこれは誤まつた問題である。村や町の議会であつて、そこにもう少し折衝の余地があつて、そして開会もできたはずなんです。それを反対派のみが副議長を議長にして開いて、今までと全然反対な議決をするといふことが、これは愛知県の指導によつてできておると私は考えられ

ると思ふ。でありますから、名古屋市と愛知県のこの自治体の本旨に反するやうな点は、この際抹殺していただきまして、そして今町村合併促進をいたしておる、この軌道に乗せて、自治庁長官の権限によつて明快なる筋の通つた結論に至急に申していただきたい。この点を私要望いたします。

○大矢委員長 それでは議題の地方財政再建促進法案に対する質疑を行います。通告順によつて、北山愛郎君。

○北山委員 実は昨日と一昨日は自治法の改正法案であつた、それで昨日自治法に關係のある町村合併の質問をいたした次でございます。今日はまた前に戻つて再建促進法案というわけで、まことに戸惑う次第でございますが、いすれにしろ関連してござりますので、これから二、三の点についてお伺ひをしたいと思います。それは、第一に、今年度地方団体が償還をする起償の元利償還の中で資金運用部に返るものはどれくらいあるか、これを財政部

ものがここにきまして、住民の自由意思による自治体の崩壊を来そうとしておるのではないか、かようにも考えられる問題であります。従ひまして、議長が招集せられないのを副議長が過半数だといつて勝手にやつて、あたかもその日に二つの議会があるやうなことをやること自体がこれは誤まつた問題である。村や町の議会であつて、そこにもう少し折衝の余地があつて、そして開会もできたはずなんです。それを反対派のみが副議長を議長にして開いて、今までと全然反対な議決をするといふことが、これは愛知県の指導によつてできておると私は考えられ

ると思ふ。でありますから、名古屋市と愛知県のこの自治体の本旨に反するやうな点は、この際抹殺していただきまして、そして今町村合併促進をいたしておる、この軌道に乗せて、自治庁長官の権限によつて明快なる筋の通つた結論に至急に申していただきたい。この点を私要望いたします。

○大矢委員長 それでは議題の地方財政再建促進法案に対する質疑を行います。通告順によつて、北山愛郎君。

○北山委員 実は昨日と一昨日は自治法の改正法案であつた、それで昨日自治法に關係のある町村合併の質問をいたした次でございます。今日はまた前に戻つて再建促進法案というわけで、まことに戸惑う次第でございますが、いすれにしろ関連してござりますので、これから二、三の点についてお伺ひをしたいと思います。それは、第一に、今年度地方団体が償還をする起償の元利償還の中で資金運用部に返るものはどれくらいあるか、これを財政部

ものがここにきまして、住民の自由意思による自治体の崩壊を来そうとしておるのではないか、かようにも考えられる問題であります。従ひまして、議長が招集せられないのを副議長が過半数だといつて勝手にやつて、あたかもその日に二つの議会があるやうなことをやること自体がこれは誤まつた問題である。村や町の議会であつて、そこにもう少し折衝の余地があつて、そして開会もできたはずなんです。それを反対派のみが副議長を議長にして開いて、今までと全然反対な議決をするといふことが、これは愛知県の指導によつてできておると私は考えられ

ると思ふ。でありますから、名古屋市と愛知県のこの自治体の本旨に反するやうな点は、この際抹殺していただきまして、そして今町村合併促進をいたしておる、この軌道に乗せて、自治庁長官の権限によつて明快なる筋の通つた結論に至急に申していただきたい。この点を私要望いたします。

長の方からお答え願いたい。
○後藤政府委員　ちよつとお待ち下さい。

○北山委員 調べてからでもゆっくり伺うことにいたします。それではそれを調べていただくこと。それからもう一つ、これはこの前に財政計画等について質疑を申し上げたときにお願ひしておいたのですが、今年の地方財政計画と雇用人員の関係です。本年の地方財政計画では大幅に公共事業費あるいは単独事業費の節減をしておる。また同時に一部行政整理も計画されておるわけですが、そうしますと相當な失業者が出るのじゃないか、こういう御質問をいたしたわけであります。これに対しては政府側においては、一つこれは総合的に資料として提出をするという御答弁がありました。が、自治庁としてはそういう資料をお作りになっておるかどうか、あるいはまた大蔵省の方で作っておるか、この際一つ明らかにしていただきたい。

○後藤政府委員 雇用量の問題は大蔵省の方で作ることになっておったと思ひますので、督促したいと考えます。

○北山委員　それではそれは大蔵省の方に自治庁の方から督促をしていただきたいのです。忘れられては困るわけですから催促をしていただきまして、早い機会にその資料をお出し願いたいと思います。

それから前田町村合併に関連をいたしましたお伺いをしまして、今日も愛知県鳴海町の問題が出ましたが、町村合併が完成をすれば府県の制度にいささか変更を加えるようなお考えをお持ちであるようです。そこでこの

際お伺いしておきたいのは、名古屋市と鳴海町の場合も同様ですが、一体政府は大都市の問題について、どのように考えておられるか。今度の自治法の改正案にも指定都市、大都市に對しまして事務移譲をやっておられるわけであります。従つて何らかのお考えをお持ちではないかと思う。将来大都市はどのようにこれを取り扱つて行くか、周辺の町村を合併するような方針で行かれるか、あるいはなるべく合併させないような方針で行くか、あるいは府県と大都市との關係をどうするか、こういうことがなければ、たゞいまの鳴海町の問題につきましても、たとひ政府に對する訴願が出て参りましても、政府は判定ができないのじやないかと思うのです。そこで私はどうしてもこのような訴願を受け付けて、しかもそれを決定するというような立場にある政府としては、今後大都市をどうするかについては一応の見解をお持ちではないか、持つべきではないか、こういうように考えますので、一つ町村合併と関連いたしまして、大都市を將來どういうふうに持つて行くつもりであるか、この点について長官からお考えを承りたいと思います。

用した市はないのでありますけれども、これを削除するという意思は全く持っておりません。やはり特別市の規定はそのまま存置したい、こう考えておるのが現地の考え方であります。

大都市の周辺の町村を合併するよう指導するかどうかというお尋ねでありますが、これにつきましては、自治庁の方からしいてこれを指導するという立場はとらないで、やはり当該市と町村との自主的行動に待ちたい、こう考えております。

○北山委員 現在の自治法の中における特別市制をこのままにしておきたい、こういうお考えですが、一体これをやるお考えはないのでございませうか、特別市というのは、要するに府県から独立をして、大都市に独立制を認めるということであります。今回の自治法改正における事務移譲などの措置を見ると、將來、現在自治法の中にある特別市の規定を生かして、大都市は府県から独立させようというふうなもの見えるのでございますが、そういうお考えはございませうか。

○川島國務大臣 特別市の規定を設けたときの精神はお話の通りだろうと思うのであります。ただいま政府とい

の第二条の改正は明らかにそうなんです。その中に包括するというような言葉がございませう。地方制度調査会の御申の中にも府県は市町村を包括するが、その包括するといつておるのだから、その包括するのであるか。その事務権限という点についても市町村という団体包括した、全部を合せた上の団体としての包括であるか、あるいはたゞ地域的に市町村という区域を包括して団体であるか。今度の名古屋の場合どこにつきましても、府県と市町村の關係について根本的なお考えがおりませんかと思うので、この点を確かめておきたいのです。

○川島国務大臣　包括というのは区域を包括したという意味でありまして、今度考えております都道府県の性格というのは、大體基礎的の事は市町村にやらせまして、広域的に各市町村に關係するような事は都道府県にやらせようということなのであります、地域的に包括しておる、こういう意味であります。

○北山委員　そうすると今度の自治法の改正の中には、單に府県は市町村も地域的に包括するということだけで、

連絡を持ったりするようなことをや
のでありまして、それが直ちに都道
県が市町村に対して強力な監督権を
つというような上下の意味の区別は
たしておらないのであります。

○北山委員 その問題は自治法の内
になりますからあらためてお伺い
します。きのうお伺いした中で、町
合併が完成をすれば事務移譲をやる
いうお話があったのでございますが
現在進行中の町村合併は、一部まだ
成はいたしておりませんが、一体現
のような市町村の形でそれに対して
どのような種類の事務移譲をする考
でありますか。

○川島国務大臣 どういう事務かと
うことは、今ちょっとこまかいこと
存じませんから、行政部長に説明さ
します。

○大矢委員長 それから先ほどお尋
のことについて財政部長から答弁が
ります。

○後藤政府委員 先ほどお話の政府
金の公債費の総額は三百九十億八千
百万円であります。ただこの中には
害関係の特例法に基いて元利補給金
受けたもので払うというのが十八億
千万円あります。これは一般会計か

[illegible]

○川島國務大臣 今度の地方自治法の
一部改案の中に、五十万以上の市に對
しては、ある程度の事務を府県から移
讓する改正案を出して御審議を願つて
おるわけであります。府県と市とがお
互いに事務が競合しないようになるべ
く基礎的な事務をこれを市へ移した
い、こういう考えのもとに改正案を出
しておるわけであります。大都市につ
いては、自治法の中に特別市の制度が
あります。今日まで特別市の制度を適

たしましては、ただちに大都市に對して特別市制を適用しようとは考えておりませんが、目下地方制度調査会で研究中の都道府県の廢合問題にとらみ合わして、これを適當に処理したい、という段階にあるわけであります。

○北山委員 話が自然自治法の關係になるのですが、今回の自治法の改正でございますと、府県はやはり市町村よりは上級の団体であるというような規定もされておるわけです。今度

上級下級という意味合はない、従来と同じようにただ地域的に市町村を包摂するだけであつて、市町村は基礎的であり、府県はその上の団体であるというような意味合いは全くないという御答弁と承わつてよろしゅうございませうか。

○川島国務大臣　都道府県と市町村との關係は上下ということでなしに、府県は国と基礎的地方団体である市町村との中間的の団体であつて、いろいろ

出してもらいまして、そうして起債償還に充てて参ります。従つてこれ引いた二百七十二億三千二百万円が府資金であります。そのうちで約百十億が元金、こういうことに相なります。それから簡保と大蔵省預金部との金とは、簡保が一億、あとは大部分大蔵省の預金部資金であります。

○北山委員　私がお伺いしたかったのは、ことしの予算による資金運用部回収金が二百十七億ある、その中で

方公共団体からの回収金がどれくらいあるか。また今のお話ですと百五十億くらいですか。利子と元金と別別にあると思うのですが、この回収金の二百十七億の中に地方団体の払う分がどれくらいあるか、それ以外の分がどれくらいあるかという点をお伺いしたかったのですが、これは大蔵省でなければわかりませんか。

○後藤政府委員 これは私どももはっきりとした内訳の数字はわからないのであります。大蔵省に聞きましてお返事したいと思っております。

○北山委員 いろいろ大蔵省関係でさうにお伺いしたい点が相当あるのですが、もう一度大蔵大臣以下大蔵当局等も当委員会に招致していただきまして、この地方財政計画並びに再建促進法につきまして、あるいは交付税法の税率の問題等につきまして、いろいろお伺いをしたい、かように考えますので、先ほどの資料の要求とあわせてこの点を委員長にお願いしたいと思っております。

○大矢委員長 承知しました。

○北山委員 なおこの前お願いしました補助金の変遷でございますが、戦争前と戦後は補助金において相当違いが出てきているのじゃないか。戦後においてはいろいろな種類の公共事業その他が地方団体に命じた仕事が多くなつてきているのじゃないか。こういうふうな考えですが、その点について資料をお願いしておきますが、大体大ざっぱなところ、どのような変化——国の補助金によって地方財政がどういう面において大きくふくらんでいるかということについて御説明をお願いいたします。

○柴田説明員

詳細なことは後ほど資料をもちまして御説明申し上げます。思います。仰せの通り大戦前に比べてまして戦後におきましては、特に昭和二十二、三年以来補助金の量も費目もふえております。大ざっぱに申し上げますと衛生関係、農林省関係の補助金が非常にふえております。

○北山委員 その点はあとで資料をいただいて、一つその資料に基いてまたお伺いをしたいと思います。

それから今までの再建促進法なりあるいは財政計画に関連した問題の中で、いろいろわれわれとしても疑問の点を残しているのがあります。一つは地方の町村におきまして国有地が非常に多いところがございますが、これに対する林野庁等の交付金が少いという問題もありません。林野庁の長官に一つこの委員会に出ていただきたい。それから固定資産の評価等につきましてもこれは大きな問題であります。小作料と農地の固定資産税等との関連もございまして、重大な問題でございます。しかも地方財政の上からも大きな点でございますから、一つ農林省の農地局の担当者に本委員会に来ていただきたいことを委員長にお願いをさせていただきます。

なお私のあとの質疑は主として地方自治に關係をいたしておりますので、行政部長がお見えになりますと工合が悪いだろうと思ひますから、一応いろいろなお願ひを申し上げて、きょうはこれで終わります。

○門司委員 ごく簡単に二、三の点だけをお伺いしたいと思います。これは何度言つても政府のほんとうの腹が聞かれないのであるから非常に残念

に心得ておりますが、もしできるならこういう法案を出された政府の氣持と、それからこの法案によって地方財政が必ず健全性を持つてくるかという考え方をそれからこの法案に盛り込んでおきますことをずっと通じて読んでみますと、地方自治体の住民の負担が非常に増加することになるざるを得ないことに對して、地方の住民はこういうものを負担する能力を持っているかという体自治はどうかという点についてお伺いします。それから地方自治体は生きておりますので、幾多の仕事をするにせよ、差しかえがこの法案を適用された場合にはないかという点を、當局ははっきりお考えになつておるか。こういう四つの点をこの際聞いておきたい。

○川島國務大臣 地方財政再建促進法が企圖いたしておりますところは、第一は現在赤字に悩む町村は赤字のために短期に資金の融通をして、それがために資金繰りに非常に困つております。俸給の遅延などもそれが一つの原因であります。これを今年度は一応ストップしまして、明年から七カ年程度の長期に切りかえましてさしたたの資金繰りを緩和しよう、こういうことが第一のねらいであります。毎回申し上げるのでありますが、地方財政の立て直しは従来の赤字の処置と今後赤字にならぬような処置と両方の面から考へていくわけでありまして、再建促進措置法の方は、従来の赤字の措置に對する対策でありまして、それがねらいなのであります。それから赤字に對しては、当然事業の縮小等はやらな

ければならぬ。従ひましてたとえ地方の住民のために必要な仕事でありましても、ある程度の制約を受けるようになるのであります。これは財政立て直しのためにやむを得ない措置と考へております。地方の単独事業にいたしましてはまた公共事業にいたしましては、重点的に必要なものはこれを取り上げてやる、比較的不急なものはこの赤字解消後に回す、こういうふうな考え方を以て地方自治の財政運営等にも考へてもらいたい、こういうふうにしていくわけでありまして。

○後藤政府委員 ちょっと大臣の御答弁に補足をいたしますが、住民負担が増加するかどうかという御質問があつたようでありますが、私どもはいたしましては住民負担を強制的に増加させるような措置はとりたくない。とらない方針で考へております。

それから仕事のことですが、これは単独事業、公共事業それぞれやはり私は必要なものがあるだろうと思ひます。従つて、再建計画を立てまして毎年の予算を組みます場合には、もちろん必要なものはできるだけ認めてやりたいと考へております。公共事業はもちろんであります。公共事業につきましては、できるだけ負担のないように補助率を高めるような措置をとつていきたい。それから単独事業につきましては学校その他どうしても必要なものもございまして、再建団体はどの事業量はできないかと思ひますけれども、起債はやはりある程度認めていくという方針で、再建計画の実施を考へていきたいと思ひます。

○門司委員 今のお話ですが、住民の負担は増加しないと言ふが、法律の内

容を見るとやはりそういうわけにはいかないということなんだ。またそれではなければ事実上再興はできないということだ。

それからもう一つは、今のお話であります。事業の制約をある程度しなければならぬというのでありますが、これを法律によって制約することとがいいのか、あるいは自主的に制約させた方がいいのか、この点を一つもう一応考へてもらいたい。

○後藤政府委員 前の増税の問題であります。これは法律にも書いてあります。通ります。これは別に必須な条件を持つと私どもは考へておりません。それから事業の方であります。これは私の方といたしましては必要な事業はある程度認めていくという考へを持って、指導していきたいと思ひます。

○門司委員 非常にむずかしい問題である。自治体は、五千近くある全国の自治体に対してどういふものが必要なものであるかというところがわからなかつた。私はどうかして思ひます。自治体がこういうものがわかつておつたら補助金のような問題は起らぬと思ひます。自治体が何とわからないで机の上でやっているから、補助金の不正事件のようなものが出て困つておるのです。そういうことはきょうは議論をいたしません。最後に自信があるようなお言葉でありましたが、補助率を増していくということでありまして、こういうことが自治体限りです。

○後藤政府委員 これは私ども限りではもちろんできません。従つて大蔵省と各省と相談の上で、当該再建団体に

つきまして個々に考えていく、こういうことに相なると思っています。

○川島国務大臣 この問題は法律の中にはつきり、再建団体に對しては補助率を増すことができる、こううたつてありまして、先般閣議でも関係各閣僚に了解を求めまして、今後再建団体に對する補助率はぜひ増してもらいたいということを強く発言いたして、いずれも了解を得ておるのであります。この点は私としてやや安心をしておるわけでありまして。

○門司委員 長官は安心しておられるのだけれど、どういふ法律でやるにしても、大体法律でできた補助率だと思ふのだが、政令でもやるつもりなんですか。それとも個々の問題を法律を変えないでやれるという自信なんですか。どこでやられるつもりですか。

○後藤政府委員 再建法の中に法律の条文が入っておりますので、政令をもってやることになると思ひます。

○門司委員 私は政令でやるということになるとなかなか大蔵省はそう引き受けないと考へるのです。これは再建団体に對してやるという問題は、実はまだまだ政令くらいではそうやれない、そう簡単にはできないと思ひます。

もう一つこの機会に聞いておきたいと思ふことは、何度も繰り返してはつきりした答弁が得られないから、一応私は何か書いたものを出してもらいたいと思ふのだが、大体自治庁は、地方財政計画というもののについて、どの程度のものが正しい地方財政計画の数字であるというふうにお考へになつてゐるかどうかということでありまして、こういうことを私が聞きますのは、しばしば議論されておりますよう

に、自治庁の唯一の諮問機関である財政を担当している委員会からは、どうも五百億足りないといつてみたり、あるいは最後に四百四十億足りないといふことが伝えられてゐる。そうするとそれが一晩のうちに解消する。これは自治庁くらい地方財政の規模に對して妙手を持ったところはない。四百四十億の数字が一晩のうちにつじつまが合ったり合ふなかつたりするのだから、実にいい加減なものだと思ふ。一体今後地方財政の規模はどのくらいの規模が正しい規模であるか。こういうことについて目安があるあなたの方に何かありますか。あつたら一つそういう統計を出してもらいたいと思ひます。

○後藤政府委員 おっしゃいますことはよくわかるのでありますが、実は国の長期計画がございしますれば、私どももそれを基礎にして長期のあるべき財政需要額というものがわかりますけれども、年々歳々國の方針が異なつて参りまして、あるべき財政需要額がどの程度であるかという推定がなかなかできないのであります。従いましてやむを得ず今までは前年度ないしは前々年度の決算をとりまして、大体この程度の財政規模が必要であるというふうな考へ方をとつてきておるのであります。

○門司委員 私が聞いておるのはそういうことではないのだ。それは一応の目安としてはそういうことは言えるかもしれない。しかし、それはきつめて便宜的なものであつて、私の聞いておりますのは、國の建前がきつたらぬからきつたらぬというお話だが、そうではないとして、國がいかなる政策を立てようとしてまいと、今日の日本の自治体のあ

り方というものはわかつておるはずで、事業内容というものが大体わかつておるはずで、事業内容がわからぬといふのに、それで予算を立て計画を立ててゐるというこゝにあれば、それは今お話のように前年度の決算から割り出してゐる以外にないと思ふ。その点で今日の自治庁は非常に弱い面があると思ふ。むしろ自治庁はこういう計画を立てられるなら、地方財政需要額といふものについてのはつきりした目安を一応つけておいてもらいたい。投資といふものの構成は大体きまつておるはずなんです。あなたの方から出てきた資料もないわけではありませんが、よく申し上げておりますように、各省は各省にちやんと事業計画を持つておる。あなたの方はあなたの方でやはり事業計画は立てなければならぬと思ふ。今日の町村の教育の問題がどの程度に行き詰まつておるか、あるいは道路、橋梁等の修繕が一体どの程度あるかといふことはわかつていなければならぬはずで、都市計画は将来どういう形で行われるべきかといふこともわかつておらなければならぬ。一つの目標がなくして、ただ前年度の決算からだけ追つかけておるから、いつまでたつてもはつきりしたものが出てこない。だから一晩のうちに四百四十億であるといふと五百億であるといふと、数字のつじつまを合せればよい。これでは地方財政といふものはきつめて不安定である。ですから、できてもできなくて、やはり自治庁としては少くとも一つの統括した役所を持つておる以上は、日本の自治体のあり方といふものは、こういう程度がわれわれの一応の考へ方だ、これに進むには、毎年これ

くらい金の要るのだ、それを國家の予算との見合ひでどのくらいにやつかなければならぬといふことが私には出てくると思ふ。それが出てくれば割合に納得がしやすいくと思ふ。毎年どこに基礎を置いておるのか一向わけがわからぬ。國の予算がきつたらなければこつちもきつたらぬ、國の經濟がきつたらなければこつちもきつたらぬといふような不見識なことだつたら、いつまでたつてもこの問題は解決しない。この再建整備法を出されても、今國の地方の公債政策がやまない限り、毎年一千億の公債が発行されるでありまして、そうするとそれに対する利息は毎年どのくらい加算するでしよう。また赤字が出てくるにきまつておる。私がこの間大蔵大臣に申し上げたように、このままの推移でいってごらんなさう。昭和四十年になれば利息は一千五百億になるにきまつておる。借金は約一兆になるんですよ。事態がそこまでくることは片方でわかつておる。だからこういう案を出されるには、そういう先の問題を一体どう防止するかといふ確固とした案を一応立ててもらいたいと私は思ふ。その上に立つてこういう案を審議しろといふなら私は話がわかると思ふ。ところがそういうのはつきりしたのも何も持たないで、ただ、今赤字が出たからこの赤字をとりあえずこうしておこうといふようなことできめられたら迷惑すると思ふのだが、そういう案は一体あなたの方で立ちませんか。どうしても立たないといふなら立たないでけつこうなんだが……。

○川島国務大臣 門司さんのお話はよくわかるのであります、當然政府としては、長期にわたる地方財政計画と

いうものを策定して、その線に沿つて政治をやる必要があるものであります。政府では經濟六カ年計画を立てまして、この國會でもいろいろ御批判を仰いでおるのであります、それに対応いたしまして地方財政の五カ年計画を策定したと思ひまして、現在自治庁の財政部においてこれを研究いたしておるのであります。地方財政の問題は各省にわたるのであります、建設省にいたしまして農林省にいたしまして文部省にいたしまして、おのおの長期にわたる考へ方があるのだと思ひます。こういうものを私の方でまとめて集計しまして、それに検討を加えて長期計画を立てて、今後の地方財政の基準を定めて、これを絶対的に必要だと考へて、これを策定するつもりであります。

○門司委員 策定されるつもりだといふのであります、それ以上聞く必要もないかと思ひますが、私どももこういう法案を出されるにはやはりこういう裏づけになるものがあつて、そうしてこれ地方財政の赤字解消ができるのだ、将来赤字は出ないのだという見通しがつかない限りは、なかなかこういう思ひつき——思ひつきと言つて怒られるかもしれませんが、そういうふうなものでは承服はできないのでありますから、できればそういうものをこの審議の過程のうちに、一応自治庁の考へ方を出してもらいたい。そしてその基礎の上に立つて一応のこの処置をしていきたい、こういうふうには考へておるわけでありまして。その余のことはあとで聞きたいと思ひますが、当面の問題としてどうしてもここで聞いておかなければならぬ

と思ひますことは、この間公聴会で金
が払えないので労働金庫から金を借り
て地方公務員の給料を払っていること
ろがあるというのを聞いておりました
が、今も鹿児島県の川内市からはや
はりそういうことを言ってきておりま
す。何とかできるのなら一つしてくれ
ないだろうかという事で来ておる。

これは非常なゆゆしい問題です。それ
らの給料が払えないような県が一体ど
のくらいあるのか、あるいは市では給
料を満足に払っておられないのはどの
くらいあるか、それからそういうこと
ろは給与の実態はどういう形になって
おるか、たとへて言うならば、遅配を
しておるのなら県の職員全体が遅配
をしておるのか、あるいは警察官だけ
は給料を払っておるのか、消防士だけ
は市で給料を払っておるのか、そうし
てほかの連中は残されているのか、そ
ういう実態の調査をしたものがあつた
ら、この機会に出してもらいたいと思
ひます。

○後藤政府委員 現在のところ県では
多少の遅配はございますが、給与その
ものの問題は私にはそうないんじゃない
か、ただ期末手当の問題が現在ござい
ます。未払いのところは四、五県ござ
います。それから市町村の給与の実
態、これはなかなか正確にわからない
のであります、今おっしゃいました
鹿児島県の川内市の問題も私は最近聞
いたのであります。去年の暮れもやは
り問題がございまして、去年の暮れは
たしか財務局からあつせんをいたしま
して、資金を出して年末は越したので
ありますが、その後選挙によってたし
か市長がかわりまして、給与の遅配は
現在起っております。そのお話を先日

私も聞きましたし、ちやうど鹿児島県
の副知事がきのう参りましたので、ど
ういう方法をもつて救済するかという
話し合いを一応したのであります。な
お具体的話し合いはさらに続けて
やうて参りたいと思ひますが、私ども
の方針といたしましては、県はもちろ
ん直接われわれが関与してやれるので
あります。個々の市の問題につきま
しては、どうも確かな資金があつせん
する方法はないのであります。それで
私の考えといたしましては県が保証を
して——正式の意味の保証ではござい
ませんが、地元の金融機関から借り
か政府資金を借りるか、そういう方法
でもって資金繰りをつけていく以外に
方法はないんじゃないか、特に遠い鹿
児島の果てからわざわざ東京まで資金
繰りに来るということは大へんであり
ますし、費用もかかりますから、そ
ういうことでなくて地元の県金庫銀行
からあつせんをしてもらう。その場合
に必要であればその県はその銀行に対
してある程度の預託をする。そういう
方式でもって市町村に対して資金の融
通をしてやる、こういう方法しか現在
のところは考えられないのではない
か。大体そういう方針でもって個々の
市町村の資金のあつせんを県にお願
いをいたして、これまではそういう方法
で大体解決してきたのであります。そ
れ以外のいい方法があればいいのであ
りますが、なかなか名案がなくて私ど
も困っております。県でありますれば
東京までしょっちゅう参りますから大
蔵省と話をいたしまして正式にある程
度問題が解決する、かように考えてお
ります。

○門司委員 そういふ答弁は間違ひだ
と思ふのだ。あなたはそんなことを
言つたつて、たとえばこの間の参考人
の証言を聞くと、佐賀県では労働金庫
から出したと言つておる。政府はどう
いうあつせんをしておるのですか。自
治労という労働組合があつせんをし
ておる。政府ではそんなことはしない。
そういうただ形式的なことで済まされ
る段階ではないと思ふ。今の川内の問
題でも鹿児島で問題の解決がつくなら
ここにきてこない。大体話を聞いてみ
ると、どこの銀行も借りたくても貸し
てもらえないで困つておる。何とかし
てもらいたいので出てきたと言つてお
る。だからそういう現実の問題を——
再建整備をする前提としてはそういう
ものがいろいろあると思ふのです。そ
ういふはんと困つておる現実のもの
を一応押えて将来をどうするかとい
う問題、こういう問題を三つ並べてみ
て、そうして赤字で困つておるの、
こういう処置をとつていこうじゃない
かという健全な一つの方法が見出され
ない限りは、なかなかそう簡単にはい
かないと思ふ。現実に給与も払えない
ところ、この再建整備法だけでは生
きてきません。まずそういうものに打
つ手が残つておるのではないか。これ
らに対するはつきりした態度を持つて
おられるか、今の答弁だけでは型通り
の答弁であつて、実際の解決はつか
ないと思ふのです。

○後藤政府委員 現在の段階における
資金の方法といたしましては、私が申
しますように、個々の団体それぞれの
性格でもって資金が行き詰まつてお
るのでありますから、それぞれの実情に
応じて資金をあつせんする方法をとる
以外に方法はないと思ひます。これ以

外に方法はなくて、別に大量の資金を
放出してやるということ、ちよつと
考えられないのではないかとこのよう
に考えております。
それから川内の問題は特殊な事情が
ありまして、具体的に申しますと金庫
銀行が三井銀行の支店でありまして。鹿
児島の何となく大きい銀行がありま
すが、その銀行ではないのでありまし
て、支店銀行であります。貸付の限度
というものが非常に低いのでありま
す。従つて貸付の限度で一応押えられ
る。それから大きな銀行に市長が全然
話に参らない。県にも全然顔を出さな
い。県には何にも相談をしない、そ
ういふ特殊な性格の市でありまして、
県が悪いというよりも県に相談に参ら
ないものであります。中央にもちろん相
談に参りませんし、ただ労働組合の方
方だけが走り回つておるといふこと
に気の毒な状態でありまして、私も非
常に同情しておるのであります。これ
は市そのもののやり方から申して、
これは市そのものの金庫そのものの問題も
ございまして、簡単に資金だけがどこ
にかぼんと出せるというものでないの
じゃないか。現在の制度ともう少し
マッチするような考え方を市当局が
持つて資金のあつせんを方々にお願
いするということではなければ動いてこ
ない、かように考えて現在そういう方針
でもって県と話し合つておるわけであ
ります。

○門司委員 そうすると何ですか、こ
れはちよつと横道にそれるようだが、
今後藤君の話のようなことで市が県に
相談し、あるいは銀行をとりかえるとい
うことになれば融資の道はあるとい
うふうに解釈していいですか。

○後藤政府委員 銀行をとりかえると
いうことになる、おそらく三井銀行
からも借りておるのでしようから、す
ぐまたむずかしい問題ができると思
う。それはそのまゝにしておいて鹿児
島の金庫銀行から貸し出しをしてやる
という方法をとるのが筋ではないか。
それには大した金ではないと思ひます
が、県が多少預託をするとか何とか
することによって資金が出るのではな
いか。従つて県がある程度の保証をす
れば出るのじゃないか。こういう例は
山口の場合もございまして、鳥取の場
合もございまして。従つて今までのそ
ういふ方式で指導して参つております
ので、可能ではないか、かように考えてお
ります。

○北山委員 ちよつと関連して伺いま
すが、今度の再建促進法によつて措置
される政府資金として出すものは、再
建債の方が五十億、退職手当に出るも
のが六十億、そうしてあとは公衆とい
うことでありますから、政府資金とし
ては、今までの赤字を解決するために
は五十億しか出せないが、首切りの退
職手当の方には六十億出す、こういう
ように見えるのです。従つて政府資金
だけを考へてみますと、首切りという
か人員整理をしやういふような起債だ
けは、よけい心配してやるというよう
に見えるのですが、一体自治庁は初め
から赤字債、再建債の方は五十億で首
切りの方は六十億というふうな、首切
りの手当の借金の方をよけい見てお
るというの、ちよつとおかしいと思
うのですけれども、まさか自治庁が初め
からそんな計画を立てるわけはない
ですが、一体そういうふうな考へたので

すか。

○後藤政府委員 最初起債の資金の打ち合せをいたします場合に、実は先に退職金のことをきめて、最後に再建関係の五十億と百五十億の公債債というものをきめました関係で、先にきめた関係でそちらの方に政府資金をつけるということになったのであります。しかし実際の運用といたしましてはこの六十億が今要るかわからないかわかりませんので、できるだけ再建整備の方に持っていくて使いたい、政府資金を多くつぎ込んでいきたいと考えております。

○北山委員 あと先があるとしても、あとの方の再建債の五十億でも、自治庁としては初めから五十億で間に合うとは考えなかつたと思うのです。ですからあと先をひくくする、結果として五十億、六十億になっておるのですから、なぜこんなふうになってしまったか。政府資金を出すのに、退職手当の方に金を貸すということは、首切りで都合のいいように、首を切るなら幾らでもその金は貸してやるぞというふうなやり方であつてまことに感心しないのですが、とにかく結果としてはそういうことになっておるのです。一体どうしてそういうことになったのですか。大蔵省でもそういう査定をしたのですか。

○後藤政府委員 先ほど申しましたように、退職金の方が早くきまりました、そのあとで再建債の交渉をしたのであります。ところが政府資金が五十億しかない、公債も五十億くらいだ、こういう話し合いでしばらくやつておつたのであります。しかし私の方としましては、合せて百億程度のもので

は困るということであるいろいろな折衝いたしました結果、公債債を百億ふやしまして百五十億とし、その分を財政投融資のワタ外に持つて参りまして話を一応つけて、その後またもう一べん話し合いをして百五十億を本年度ないし来年度政府資金に振りかえるというふうな話を持つていったのであります。従つて来年度以降になりますと全部政府資金になる、こういうことで大体満足した次第でございます。

○北山委員 私の聞いてるところでは、この六十億の退職手当の起債の方は町村合併に伴う分も入つておるのだ、再建債に伴うものばかりではなく、町村合併に伴う人員整理の退職金も含んでおるのだというふう聞いておりますが、事実そのようになつておるか。なつておるとすればどのような割合でそういうふうになつておりますか。

○後藤政府委員 六十億の退職金の起債の中で、私どもとしましては赤字団体に關係のない分として三十億くらいを考へておるわけでありまして、それは主として町村合併に伴う退職金に充て、こういうふうになつておるわけでありまして。

○北山委員 そうすると今度の地方財政再建促進法というのは、何も赤字を出した団体ばかりでなくて、赤字が出ていなくても、町村合併で人員を整理するのにも金を貸してやろうという意味も含んでおるわけですか。

○後藤政府委員 再建整備団体でなくとも、退職金の起債というものは前から要求があつたのであります。従つて再建整備団体だけにそういう特例を認めないで、赤字がなくてもそういう財政

構造を直そうとする団体に対して、退職金の起債を認めようということにいたしましたので、両方あるわけでございます。再建関係の法律の一部に入れたわけでありまして。

○北山委員 そうするとやはり問題じゃないかと思うのです。人員整理はいろいろな団体によつて違ふのでございまして、とにかく人員整理はできないだけ避くべきじゃないかというふうに見えるのです。従つて赤字が出ないでやつていけるような団体について

は、もし整理するとしても自己財源でやるのが当然であつて、赤字が出たのでやむを得ず人員整理をしなければならぬという場合は、あるいは考えなければならぬかも知れませんが、健全で今もって赤字が出ない、ということはよほどの健康体なんです。その健康体でやつておるものをわざわざ、首を切るのなら金を貸してやるということが地方財政の再建促進であるとは考へていなかつたのです。そうしますと、今までの赤字団体に對する再建整備促進という意味以上に、いわば余分なものと

についてすら、首切りを奨励するため政府資金を考へておると言わざるを得ないと思ふのです。それならば私は大問題じゃないかと思ふのですが、いかがですか。

○柴田説明員 ちょっと誤解があるように思ひますので御説明させていただきます。この法律が制定されたとき——地方団体の種類を大ざっぱに分けますと五種類になります。一つは財政再建債を起して政府の金を借りて、あるいは公債債を起して再建を受ける団体、もう一つはこの法律の適用

も、政府資金なり公債債を借りない、つまり財政再建債を起しませんが財政再建をやる団体であります。いま一つは財政再建法にはよらないで全く自主的見地から財政の再建をやる団体、それはこの促進法の適用を受けないわけでありまして。いま一つは財政の再建もやらないし、赤字を出して知らぬ顔をしておる団体、いま一つは健全財政を堅持しておる団体、大ざっぱに申しまして五種類の団体があるのであります。

従ひまして、今御指摘になりました御趣旨は、そういう団体について首切りを奨励するのではないかと、御趣旨を申すのでありますけれども、今申し上げましたように、退職金の起債を財政再建債として認められますのは、最初の地方財政再建促進特別措置法の適用を受けて、しかもこの法律によつて財政再建債を起す団体であります。従ひましてそのためには、その団体の退職金に要する資金として三十億くらいの金を用意してあり、あとの三十億くらいは、町村合併もありましようし、その他の関係もありましよう。しかし要するに財政構造が若干ひずんでおる団体が自分で人員の再検討をやつて合理化をはかつていく、そのために退職金という場合があるわけでございます。そういう場合には、今の状況から考へまして特別に起債を許してやろう、こういう趣旨でございます。

○北山委員 そうすると正規の財政再建団体にならなくても、いわゆる赤字団体がこの規定の中でいわば赤字団体の退職手当に對する財源としては認めざる、そういう分ですか。町村合併と必ずしもこれは結びつくともいえないのですが、町村合併と関連するとい

うから、町村合併なら、その団体が赤字であらうと赤字であらうと、退職手当については起債を許すというふうには先ほど私受け取れたのですが、そうではなくて、いずれにしても赤字団体なり再建団体というふうになつたものについてのみ考へるということなのか、どうも前後はつきりしないのですが、どうなんですか。

○柴田説明員 若干御説明が不足いたしておりました、申しわけございませうが、何も赤字団体だけということに限つておることはございせん。法律上は赤字団体でもできることになつております。ただ現実問題といたしましては、財政が多かれ少かれゆがんでおる団体、赤字を出しておる、あるいはほうつておけば赤字が出る、といったような団体が、対象になるであらう、それに町村合併いたしました際の問題も考へられて、それらの問題も全部含まれておるという趣旨であります。赤字団体の場合にはそういう場合は少なからう、こういう趣旨で申し上げたわけでありまして。

○北山委員 どうもこれは国全体として考へると、常識的に昭和二十九年年度の赤字は五百八十六億くらいある。それに対して全体的の措置は二百億しかしてない。だからあとの三百八十六億はどうするのだという、これは相当部分が将来考へなければならぬ、こういうふうには自治庁長官も言つておられて、今回の政府資金あるいは赤字再建債すらも足りないわけだ。ところが首切りの方だけは赤字団体について、まことに御親切なんです。首切り奨励法なんです。たとえば私は率直に

言つて、この内容については文句はずいぶんあるけれども、少くとも従来の赤字を出している団体に対するめんどうを見るという趣旨においては、そこに根本があると思つたが、そうではない、その足りない金の中から首切りの金だけはあると云つてやるということでは、これは相当問題だと思ふ。私は絶対にそういうことは認められない。そこでそういう分は一体幾らあるか。町村合併というものは一体幾ら見込んであるか。できるならばそういうものはやめてしまつて、もしもそういう黒字があつて、しかも退職をさせるという団体は、それこそ自分で一般財源なり、あるいは金を工面してやるべきであつて、とりあえずは赤字を出している団体に政府資金を使うべきが当然だと思ふ。従つてそういうものがかりにワクとしてあるならば、その分は一つ赤字の方へ回せないものか。これは当然われわれとしては常識的にそういう結論にならざるを得ないので、すが、自治庁はどういうふうにお考えですか。

○後藤政府委員 一応ごもつものよ

うな御意見であります。現在黒字を出しております団体も、非常に苦しい運営をいたしております。たとえば町村のごときを見ても、十人くらいにおりまして、三、四百万円の退職金を出す、このことが重大な問題なのであります。従つてたとい健全財政をやつておりましたも、そういう団体に認めることが、赤字を作らせないといふことから申しましてもいいのであります。それから普通の起債と違ひまして、退職金の起債と申しますのは、非常に短くしております。これは一年据

え置き三年くらいで支払います。これは翌年度から財政規模がうんと落ちて参りますから、完全に支払能力があるわけでありまして、一時に金を出すことはできない、こういう問題でございまして、これまでそういう要求があつたのであります。小さい町村の合併の場合には、できるだけ私は認めてやりたいと思つておりますが、ただ黒字団体であるから、全部その黒字団体の分を見るときは私も考へておりません。富裕な団体であります場合には、必ずしもこの起債をつけるつもりはないのであります。大都市なんかで非常に富裕なところがあるといひまして、そういうところを認めますと、五億とか十億とかいう金が一ぺんに飛んでしまふので、できるだけそういうところは自己財源でやつていって、自己財源の範囲内でもって問題を解決しておりますが、非常に窮乏な財政規模のところは起債をつけていくという方針でもつて参りたい、かように考へております。

ようというところまで、その乏しい足りない分から出そうなどということには、ちよつと私は順序が間違つておるのじゃないかと思ひます。それから理論的にこれを言うならば、今度の財政計画と実際の給与の実際と、いわゆる財政計画上の給与額とそれから実際の給与額とが食い違ふといふことを認めておられる。それはしかも給与の実態調査をした上であるいは調整するかもしれないと言つておられるのであります。従つてそれがきまるまで個々の団体の首切りについても、やはり理論的にいへば、それをやつてもらうのが当然なんです。かりにそういう財政がゆがんでおつて、人員整理をしたいと思つておる団体であつても、その団体の給与なり人件費がことさらに多いとか、異常だといふことでない場合もあると思ひます。たとえば先だつて例になつた相生市の場合に、あれをちよつと見ると、やむを得ずもう最後に手をつけるのは人件費であるといふことじゃなくて、自分で払わなくてもいい果の負担まで、五百万も果の高等学校の建築費用に寄付をしておる。まず順序としては、それに手をつけ、それから人件費なら人件費に手をつけるというのなら、これは順序でしょう。ところが今のような方針で、自治庁が新しく整理をするなら金は何ぼでも貸すぞといふのなら、そういうむづかしいわゆる不健全な予算の組み方をしておりながら、人件費だけはほとんど切つていくことになる。ですからこれをやるのには、そこに理論的にいつても、まず給与の実態調査をやつて、政府の方で財政措置を調整なら調整をして、その上で行政整理なり何なりを考

へるべきではないか、これは理の当然ではないかと思ひます。そうでなくて、今のままの財政計画でいくならば、あるいは首切られないで済む人すら切つてしまふかもしれない、そういうこともいえるでしょう。だから自治庁のお考えは、何が何でもこの際は退職手当を出して首切りを奨励させようといふように見える。それは直接に財政再建のわれわれの考へておる促進法とはちよつとはみ出しておるようになつてゐるわけですね。従つてこれは財政部長にも理屈はあるかもしれないけれども、われわれ常識的に言うならば、その退職手当のワクが二十億でも三十億でもあるならば、それは再建の方に向つてもらう方が当然であつて、そんなふうには黒字団体の首切りの金までめんどろを見ろといふのは、少し考へていただかなければならぬのじゃないか、こういうふうにお思ひでございます。

一つ来週でも自治庁の公務員課長に来ていただきまして、その給与実態調査なるものはどの程度まで進行し、どういふ方法によつて集計しておるか、それについてお伺ひをしたいと思います。給与の關係でございまして、以上のことを関連として申し上げて質問を終わります。

○川村(整)委員 財政部長、今北山さんから話があつたのでほくも一つ心配があるのです。特に赤字をかかえ込んでおるような府県では今年度の予算編成で二百人とか三百人とか整理を考へてゐるところが相当あるのです。結局今府県では困つてゐるから、交付税はどうにかならないかといふことが大きな懸念だといふことは御承知の通りだと思ふ。一方今問題になつてゐる三十億と三十億ですね、もしもあの再建法が通つて縛られるなら、今のうちから一つ自分でできるだけ悪い血は出しておかなければならぬといふので、今三十億に非常に魅力を持つてゐる。だから、今度の予算編成に當つて二百人とか三百人の整理に相当着手してゐる傾向がある。だから今北山さんが話してゐることは、給与の実態もわからぬのにそういう状況が出てくることでも、それから再建についてのこの審議の過程にかんがみても非常に心配になつてゐるわけですね。これはお答え願ひなさい。それをお答え願ひなさい。これは大きい問題だと思ふのです。

○後藤政府委員 私どもが見ておりますと、もちろん各地方団体で整理の計画があることも承知いたしております

○川村(總委員) そうおっしゃるならまたもう一つ聞かなければならぬのですが、どうもわれわれが見ていると、地方の府県あたりで考える考え方と、自治庁がつかんでおられる考え方とがいつも何かずれるような気がするので、三十億と三十億がありますね、今度の予算編成に当って、今度人員整理をあの三十億の中から持ってきて早くやっておかなければ困る。ことしが困りました来年が困る、こういうふうになって、非常に整理を急いでいるのです。これは名前をあげてもいいですよ。そういう傾向があるから、自治庁

ん。従ってこれはどの程度をやり得るだろうかという目安を考えたいわけですが、その場合に三十億でいい、あるいは五十億くらい、六十億から百億くらいでいいのじゃないかと、いろいろの説があったのであります。従ってこの六十億そのものには根拠はございません。これを三十万円で割って二万人という数字もないことはございませんが、しかし私も別に何人というのを予想しておりません。これはほんとうはそうであります。

○五島委員 予想してなくて再建方式を立てられたことになるのです

るこゝでできる」というのは、ただで
きるといふ条文であつて——この項目

入れない場合、たとえば赤字団体だつたら事業というものは非常に圧縮しな

が、必須条件と違うのですか。

○後藤政府委員　これは三項の本文の

但書のところを書いてございますよう
に、ただし、第二号に掲げる事項に
ついては、財政の再建のため特に必要
と認められる昭和二十九年の赤字団
体に限る。こういうふうになっており
ます。従って特にこういう団体だけに
適用するのでありまして、別に必須の
ものではないとせん。

○五島委員 特になんというの、どうい
うのを特にと解したらよろしいので
すか。

○後藤政府委員 特に必要であるか
いかというの、その個々の団体の判
断でもってやっていたらいい。

○五島委員 わかりました。それから
こういうことになると、一項目では非
常に任意制である。四項目になると何
か勧告権があつて脅威を感じる。すべ
て陳情をしなければ何ら運営ができな
いような現在の地方自治体の財政状態
にあるとき、そこに勧告権というものが
あつて、果して任意制が持続できる
と思われるかどうか。非常に大きな任
意制である。一方に表現しながら、一
方では厳然と何か鬼が金棒を持ってみ
たようになつておる。そういうような
ことを自治庁は考えられないのか、何
か心の中にそういうようなのを想定し
ておられないかどうかということをお
かししいですけれども質問しておきま
す。

○後藤政府委員 私どももいたしまし
ては地方団体の赤字の状況を見ており
ますし、いろいろな再建計画ができてお
りますので、個々の団体につきまして
一つの指導方針をいたしまして、勧告
をいたしたいと考えておるのでありま
す。つまりこの程度の赤字の団体であ
れば、ほかの団体もやるのであるか

ら、あなたの方も再建計画を立ててや
りなさい、こういう意味の勧告であつ
て、私も別に強要するわけではない
のでありまして、個々の団体の判断に
まかせる。そういう一つの指導の一端
としてこういうことをやりたいと思
ひます。これを強く働きかけてい
きたいというふうには絶対に考えてお
りません。

○五島委員 それでは時間がありません
から第三条に移ります。この第三条
で再建計画を立てる場合、自治庁長官
の承認を得なければならぬというこ
とになつておられますが、この承認を
与えるところの基礎は、どういふこと
に置いて承認を与えられるつもりで
すか。

○後藤政府委員 大体現在の状況を基
礎にいたしまして、その団体の将来
五カ年なら五カ年の計画の達成が可能
であるというふうな認めましたときに
は、もちろん承認いたしたいというよ
うに考えております。もちろん将来の
問題でありますからわかりませんが、
現状を基礎にした判断でもって達成可
能の計画であれば承認いたしたいと考
えております。

○五島委員 五カ年なら五カ年で達成
可能であるという判断を自治庁が行わ
れるのであつて、当該地方自治体の任
意制ではなくて、非常にそこに再び威
力を發揮するような条文の規定であ
るようにならざるわけですか、従つて
地方自治体は地方自治体の議会あるい
は市長の提案によつて議会が承認し
て、それを自治庁に持つてきて相談す
る。ところが自治庁の主観的な判断に
よつて、五カ年間で達成し得るという
計画であつても曲げることができ

ように考えられますが、そうじゃない
のですか。

○後藤政府委員 地方団体で再建計画
を立てました場合に、私も予想さ
れます問題点になりますのは、歳入の
関係では交付税及び起債の見積りをど
の程度するかということ。歳入の
方では事務費をどの程度削減する計画
があるかということがおそろしく問題に
なると思ひます。その計画を見まし
て、歳入の方の交付税であります

と、地方債の見積りがさう大きくなく
て、現在の状況から判断すればこの程
度のものであるということが認められ
ればもちろん問題はいいのです。歳出
につきましても、むちゃくちゃに事務
費を削減しようとしたとしても、そ
ういふことはできないのですから、そ
ういふ点につきましてわれわれの方は
よく見まして、これはおそろしく地方団
体の中では審議のときにはわからない
ことだらうと思ひます。従ひまして地
方団体の中でわからないことをわれわ
れの方で判断いたしまして承認する、
こういうふうな考えております。

○五島委員 その場合には地方議会の
議決のあり方ですね。一度地方議会
の議決をし、当該市長の計画方針なるも
のを議会が承認をし、持つてきて、そ
れを自治庁が変更される。そうすると
また持つて帰つて議会にかけて承認す
れば、それが効力を發するわけな
のですか。

○後藤政府委員 さうなことになる
ますので、この一項のあとの方の条文
になるわけでありまして、必要な条件を
付け、又は変更を加えた上、認める。
これが今おっしゃいましたようなこと
で、たとえば歳入の関係で交付税とか

起債の見積りが非常に過大であると
か、事務費の削減が大き過ぎるとか
いうようなことで、さう大きな計画
の変更を必要としないような場合もあ
ると思ひます。そういう場合にもう一
ぺん持つて帰つて議会にかけて承認を
得ますと、また非常に煩雜なことにな
りますので、できればさういふ煩雜な
手続を省略していきたいと思ひまし
て、こちらの方で変更をして承認をす
る、こういうふうな考えたわけであり
ます。

○五島委員 そこで今の三条の中から
見ると、非常に任意的であり、再建の
ためには自主的に再建計画を行へ、し
かし悪いときは自治庁で訂正するぞと
いうようなこと、そして今の北山さん
の質問に関連するわけですが、それ
も退職金のための六十億の用意、それ
から従来たびたび自治庁長官川島大臣は
首切りをするつもりはないのだ、これ
は地方自治体の再建のための自主性
をまかせるのだ、決して自治庁では首切
りをやろうとは思はないという説明が
あつたわけなんです。ところがまた一
方から見ますならば、国家公務員より
も地方公務員の給与が高い。従つて何
とかしなければならぬ。赤字の原因と
いふものは、地方公務員の高い給与費
がその大きなウェートを占めてい
るのだという説明も行われていたよう
です。そうすると赤字財政を再建する
といふこの再建の法案そのものは、何
としても給与費にこれがいし寄せされ
る法律案であるようにわれわれは思
ひます。審議の途中ですら、まだ
はつきりはしませんけれども、さうい
うふうに思われるわけですが、この法
律を施行し、そして各地方自治体から

再建のための申し入れをし、計画が
持つてこられる。そうすると地方自治
体は首切りをするのじゃないぞとい
いながら、お前のところはさうしなけれ
ばならぬといつて、そのし寄せが最
も安易な給与費というふうなことにし
寄せられるような法律であるかのよ
うに思ひますが、私のさういふ思ひと
自治庁の思ひとは違ふかどうかとい
うことをちょっと伺ひたい。

○後藤政府委員 各団体の歳出構造に
よりまして削減をします方式が私は違
うのではないかと思ひます。たと
えば市と県との削減の方式は違ふの
ではないか。市の人員費は全体の割合
が非常に多い。それから県の方は非常
に人員費のウェートが高いのでありま
す。従つて市の場合と県の場合とは
削減の方式が違ひますから、市の場合
は団体によつて違ひますが、必ずしも
人員の方に手をつけなくても削減が可
能なところもあり得る、かように考
えております。従つて必ずしも人員整
理を強制するものではないといふのは、
さういふ意味で私も申したいのは、
であります。ただ消費的経費を削る
か、投資的経費を削るかという問題に
なりますと、その判断は個々の団体の
議会と長の話し合いにしてみらつて、
われわれは別にそのどちらをとれとい
は言わない。住民の希望する方をとつ
ていくべきではないか。両方とれば両
方とる。どちらに重点を置くかはそ
の地方自治体で独自の判断をしてみ
たい、こういう考えであります。

○北山委員 さっきの五島君の質問に
関連するのですが、六十億という退職
手当に対する起債、これは別に基礎が
ないというお話だったので、これ

を現実にやるという場合に、大体一人当たりどれくらいの退職金を、実際に起債の許可をするときに見ているのですか。

○後藤政府委員 これは私先ほど

ちょっと申しましたが、非常に苦しい市町村のように、財政そのものの構造が非常に窮屈になっている団体につきましては、私は全額に近い金を見てやるべきではないかと思っております。従ってその財政の状況によって多少の差をつけたらいいと思いますが、できるだけ出したものを繰額を見ていきたい、かように考えております。

○北山委員 それは実際にやる場合で

しょうが、しかし大体結果として、多いところもあり少いところもあるでしょうが、平均して退職金としては一人当たり幾らぐらいという目安がついておられるだろうと思う。その金額、平均単価といいますが、それを知りたい。

○後藤政府委員 今までの退職金の例

で見ると、平均いたしますと三十万円くらいじゃないかと私どもは考えております。

○北山委員 そうすると多いところも

あり少いところもあるでしょうが、平均三十万円といたしますと、それ以上は貸さないでしょう。そうするとそれ以下になるのじゃないかと思ひますが、実際にこれを実施する場合の単価としてはどの程度に考えておりますか。三十万円として見ているのですか。

○後藤政府委員 私どもはできるだけ申込み金額を全額つけていきたい。別に割増しの大きなものを出していない限りは、私はその金額をできるだけ

取っていききたい。小さい団体ほどそういうようにしていききたい、かように考えております。従って必ずしも三十万円で人数を掛けたもので私どももやるつもりはございません。

○北山委員 ただそういふようにやっ

て申し出のままだに全部見た場合の平均は三十万円なんですよ。そうするとその申し出の分も全部見ない場合もあり得るのですから、少くとも三十万円以下ですね、平均として実施した場合に。

○後藤政府委員 これは申し込み順序

によってどんどんつけていききたいと思ひます。従って計画的にこういふものはつけられるものではございませんから、申し込みがあればそれを基礎にしないでどんどんつけていきまして、ある程度まで行ったら、もう申し込みを締め切らざるを得ないのじゃないか。普通の事業と違ひますから。そういう格好でできるだけ多く出してやりたい、こういふふうに考えております。

○北山委員 僕の聞いてゐるのは、実

際今のようにやつた場合、少くとも平均単価として三十万円以下になるだろうというわけなんですよ。その個々の団体からは三十五万円の分も出てくるでしょうし、あるいは二十万円のやつも出てくるでしょうが、これを平均した場合に先ほどお話の言葉によつて全部要額だけやつたとしても、平均三十万円になるだろうというのですから、実際ある富裕団体という力のある団体については、その所要額だけやらない場合もあるのですからして、少くとも平均単価としては三十万円以下であると考へられる。そうするとかりに三十万円と仮定すれば、六十億です

から二万人を予想して組んでゐる、こ

ういふふうに見ざるを得ないのです

が、どうなんですか。

○後藤政府委員 先ほど申しましたよ

うに過去の平均からいいますと一人当たり三十万円ぐらいになっている、そういう数字があるというのを申し上げたのでありまして、逆にそれを基礎にして二万人を掛けて六十億という数字を出したのではございません。やり方も私どもは先ほど申しましたように申し込み順によつてできるだけ多額につけていききたい、かように考えて参りますので、平均がどのくらいになるかという予想は現在できないのじゃないかと考へております。

○北山委員 予想ができないというこ

とは、過去の実績によれば、三十万円平均くらいだ。それならば、予想ができませんということは、それより変動しているということですね。それはなぜであるか。どの程度に変動しているか。どうして予測ができないのか。予測ができないというのを考へるならば、予算なんか組めやしない。だけれども少くとも六十億というものを組み、すべてこゝろいふもので予算を組んでいるのは、大体過去の実績を基礎としてそして予測し得る単価なり何なりでもつてやつておるでしょう。そうすれば私は今申し上げた平均三十万円というものはおそろく高いのではないかと考へる。実際は自治庁がやる場合には平均三十万円はやらないのではないかと私は思つておる。まあしかしかりに三十万円やつたとしても、二万人の首はこれで切れるわけなんです。大体そう考へてゐるのです。

○後藤政府委員 どうも信用が非常に

ないのでありますが、私は三十万円という単価に一つもこだわるつもりではございません。従つて必要な量だけはやはり認めていかなければならない。かりに過去の例から申して三十万円に

なる。それを今度は逆に六十億だから二万人というものではないかと考へておられます。従つて申し込み順で六十億使つてしまふばやはりあと来年度退職金の起債を要求いたしました。やはり来年度詰めてやる、こゝろいふ方針で行きたいと考へておるのでござい

ます。

○北山委員 くだいようですが、少く

ともその計画は、行政整理の五千八百人というものを基礎にしたわけではないのではないかと。おそろく六十億で二万人切れるか、五万人切れるか、できるだけ六十億を生かして使おうといふところにあるのかも知れない。邪推かもしれませんが。しかしさういふよう

な少くとも過去の実績などから考へますと、われわれの推定というものはその間違ひがないのではないかと思ひますが、なおちよつとまだ関連して一

生市の場合にこれを指導なさるとすれば

ばさういふふうにお考へになるわけ

ですね。さういふふうな指導の方法を

とりになるか、ちよつと参考にお伺い

しておきたい。

○後藤政府委員 単に寄付金だけの問

題でありますればおっしゃる通りであります。しかし相生市の場合、私もよく存じませんが県との間で県立移管に伴つてこれだけのものを何年間に寄付するといふ約束があつたのではないかと思ひます。さういふ約束に基いて支出するものであれば、やはり地方団体同士の約束でございまして、それはやはりある程度は考へていかなければならない。その場合に人員整理をした方がいかにどうかという問題は、私はその地方団体の内部で意思決定をすべきもの、かように考へております。

○北山委員 これはやはり行政上の一

つの方針があると思うのです。今度の自治法の改正の中でも、いわゆる高等学校等は原則として府県がやることにしてある。そして力がある場合、例外的に市町村がやるということになつてゐるでしょう。だから高等学校は府

県がやるという建前である以上、しかも現在のこゝろした情勢において基準財政需要額というものはやはりその高等学校については県の方に上つてゐるのです。さういふふうである以上は、たとい個々の団体の契約であらうとも、やはりさういふ形は好ましくない。やはり自分の方の県立の高等学校であるならば、県がその需要を支弁するのが交付税の需要額の算定からいっても当然なんです、もしもさういふ必要経費を県が市町村に押しつけたとすれば、こ

これは適当でない。こういうふうな見地から自治庁は指導していかなければならぬのであって、ただお互いに話し合いがついたから、その話し合いを尊重していくべきだというのは、あまりに行政上の方針がないのではないか。こういうふうな思っているのはお伺いするのです。私の言うことが間違っておりますならば、なぜ間違っておりますかお伺いをしたい。

○後藤政府委員 市立の、地方団体の学校を県立に移管する場合、県立の学校を国に移管する場合、同じような問題が起きます。その場合に、移管される方と移管する方の立場は、それぞれ見ておきますと、移管してもらいたい方の側では、その学校を持つことによって相当額の財政負担があるわけであり、その負担額を将来ずっと続けていくかどうか。それよりもこの際少しくらい金をつけてきれいに差し上げた方が、将来の財政構造がよくなるし、財政負担が軽くなるからやるのだ、こういう例が非常に多いのである。おそろく相生市の場合もそういう理由があるのではないかと思えます。そういう場合、財政負担と寄付金という形で差し出す方のものととの間に、どういふ関係があるか、どちらが大きいかというところも私は問題だらうと思えます。従って地方団体の全体を見ておきますと、やはり小さい団体が大きな財政負担をこれによって負うような場合には、やはり大きな団体に移して財政負担を軽くしていこう、その場合に多少犠牲を払ってもやむを得ない、こういう気持はやむを得ない気持じゃないか。従ってそういう事情がある場合には、その事情もやは

り考えてやるべきじゃないか。単に、それが寄付金という形のものであるからいけないという、そういう簡単な判断だけではいけないんじゃないか、こういうふうに私は考えております。

○加賀田委員 関連。今後藤部長から退職金の問題に対して非常に不明確な基礎のないような答弁があったのです。この再建法案では、財政措置としては赤字債が政府資金と公債債で二百億、退職金が六十億、それから利子補給が七千五百万円、こういうふうになつております。これは大体赤字債も利子補給も理論的な根拠の説明を聞いておるのですが、退職金の問題だけなぜ理論的な根拠なくしてばく然と六十億を出したか。私はやはり自治庁としては何か基礎に基いて三十億、三十億と割り振ったんじゃないかと思うのですが、そういう基礎がなくなると、ばく然とバナナのたき売りのように出して出したというのに対して、われわれこれを実施した場合に、果して完全に実施できるかどうかという懸念を持たなければいけないと思うので、われわれの審議に対して非常に支障を来たすと思うのですが、これは説明をもっとはっきりしてもらいたい。

○後藤政府委員 先ほど私が申し上げましたように、この退職金をどの程度見るかというところは、過去の退職金の出し方はもちろん基礎になるわけであり、過去の出した例から見ておりまして大体五、六十億の範囲じゃないか、こういう判断もつてきめたのであります。こまかく整理人員が何ほで一人単価何ほというこまかい基礎できめたのではない。こういうふうに申し上げたわけであり、正直に申し上げた

のであります。別にこまかい整理計画を私どもは持つておるわけではございません。

○加賀田委員 詳細な内容にまで私たちは説明を求めておるのではないのですが、今大体過去の実績から退職金平均一人三十万円、しかもここに出ておる通りに、やっぱり退職金手当として六十億ですから、二人人少し超過するといふ大体的アウト・ラインだけでも基礎を持つて出されたと思うのですが、どうなんですか。

○後藤政府委員 先ほど申しましたように、この点は三十万円を基礎にすれば二万人になるかもしません。それは逆算の二万人でありまして、計画的に出した二万人でないであります。ただ地方団体がどの程度やるかということ、これは一つは単独事業の起債でもそうでありまして、今年単独事業の起債がどの程度出てくるかは、実は集まってみなければわからぬのでありまして、前年度において推定すること自体なかなかむずかしいのであります。これは起債の中にも、単独事業の起債はそうであります。補助事業の起債はちゃんと基礎がございます。単独事業は、昨年は百十億、今年は百億、百億の基礎を出せと言われても、簡単に出来ないのではありません。大体は従来の経験から申しまして、このくらいの額で大体やれるだらう、こういう見通しを出しておる額でありまして、計画的に出した数字ではありません。

○加賀田委員 そうすると大体従来の実績から見て、今申し上げたような約二万人程度の人員整理ということで、この問題が再建ができるのじゃないか

という見通しと理解していいのですか。

○後藤政府委員 先ほど申しましたように、再建団体ばかりでなくて、全団体に於いて私どもは考えておるのであります。再建計画と直接に関連を持つ人数がどれくらいあるかということ、私どもにもわからぬのであります。それで先ほど申しましたように、この再建団体につけます退職金が余りますれば、もちろん再建団体の従来の赤字の方につけて参りたい、付加して出していきたい、かように考えております。全部退職金に持つていかなければならないというふうには、私どもはそう窮屈には考えていないのであります。

○加賀田委員 もちろんこれは三十億、三十億で二つに分れておりますから、そういう形で考えておると思えますが、しかし私はこの再建法案は、やはり赤字で困っている地方団体を救済するといふ形で——もちろんわれわれとしては、赤字債の金額等に対しては不満を持つておりますけれども、そういう意味で出されたにもかかわらず、今北山君も言ったように、そういう内容の中に便乗して、赤字団体でない団体の退職金まで見るといふのは、少し便乗し過ぎているような気がするのです。しかもその便乗している中で、首切りを前提とした退職金だけを見てい

るといふことは、どうも自治庁の方では、今度地方団体に、再建の一つの重要な要素として首切りをやれといふような意図がこの中に含まれているように印象づけられるのですが、その点で、現在の法案が通過してないにもかかわらず、地方団体にいろいろ問題

が起っている。これはどうも、そうでないと否定すれば、具体的にこういうふうな問題があるじゃないかということは指摘できない。どうも一貫して流れた思想が、そういうふうなわれわれには見受けられるのですが、これに対して、もう一度明確な御答弁を願いたい。

○後藤政府委員 これは財政法の改正の問題なんでありまして、財政法の問題を別に出せば、おっしゃるような疑念が少なかったのじゃないかと思えます。しかし財政法の改正も、やはり再建団体に関係のあるものでございまして、当分の間、これで財政法の規定の改正をいたしたい、かように考えましたので、あわせてこの再建促進法の中に入れたわけであり、従って法律が二つ一緒になつておるような格好になつておりますので、おっしゃるような疑念が生じたのじゃないか、かように考えておりました、私どもは大部分は再建促進になるという考え方であります。一部が再建団体以外の団体に適用される、こういう意味で、この合せたものにいたしましたのであります。

○五島委員 今の問題に関連して、さっきの質問にあつた一つ……。今の六十億の首切り資金、これと鳩山民主党内閣の公約とは一体どういふ関連にあるのですか。鳩山公約の一つの重要な、大きな問題——そうすると、労働大臣と川島長官の相談は、確実に行われ、労働省では失業者のないような施策をとっていく、自治庁の方では六十億で首切りを行なう、基礎はないけれども六十億ばかりで首切りというふうな基礎づけがおられる。こういうふうな、鳩山民主党内閣の方針と、この

再建計画の六十億の関連性をちよつとここで問うておきたいと思ひます。一方では失業者を少くするのだ、一方ではちよつと矛盾しているように思われるので、鳩山民主党内閣の政策はどこに行つたかということをおきいておきたい。

○川島國務大臣 五島さん、北山さん、加賀田さんの御議論を聞いていますと、提案者たる私まで何かこの法案が首切り法案みたいな錯覚を起させられそうになるのですが、(その通り「笑」)決してそうではないのであります。これはあくまでも赤字をたな上げして、地方の資金難を救済しようというのがさしたたかたる眼目であり、もちろん、当然人員整理に及ぶのであります。元來地方財政が弾力性を失つて、非常な圧迫を受け、窮状にあることは確かな事実でありまして、この問題を何とか解決しなければならぬことは、各地方団体いづれも心配をいたしている点であります。従ひまして、こういう法案が出なくても、赤字の深刻な団体では人員整理のことについていろいろ計画を立てております。何かこれが誘導して各地方で計画を立てておけるような御意見もありました。私は決してそうは考えていないのであります。地方の事情がすでに人員整理をしなければならぬような事態に追い込まれておるのであります。それに対して特に整理費を認めてやろうということは、首切られる公務員の立場になつても、多額な資金がもたらえる、こういう方が歓迎する事態ではないか、こう思ふわけでありまして、(笑聲)できるならば、どういふ条例、規

則があるか知りませんが、希望者があつた場合に、喜んで退職に応ずる人が出るような多額な退職金を与へたい、このくらいに私は考えておるわけでありまして。従ひまして、先ほど来財政部長が言うように、この六十億で幾人首を切れるということは全く数字が出ないのであります。できるならばなるべくよい退職金を与へまして、安心して喜んで退職する人が出ることを期待をいたしておるわけでありまして。また一方におきまして、事業の縮小になるのでありますからして、その面からいつても当然冗員は出るものであります。事業だけ縮小して人を遊ばせておくわけにはいかないのであります。それから、どうしても赤字整理は人員の整理になることはやむを得ない事態であります。首切りをねらつた法案ではないのであります。それから、私自身錯覚を起させられるような、うまい言葉にひつかつたのでありますけれども、決して、そういうことはないのであります。地方の赤字をたな上げて、困つておる資金難を救おう、こういう点であります。一体この法案と政府の考へておる失業救済とどういふ関連性があるかという、ちよつとも関連性はあるか、失業救済は失業救済として、地方財政の計画においても、二十二万人の失業救済費を計上して御審議願つておるわけでありまして。それはそれとして、これは別の観点において、こういう計画を立てたわけでありまして、直接の関連性はないわけでありまして。

○北山委員 今お話がありましたから、先ほどのお話もあわせて自治庁から伺ひしておきたいのです。これはわれわれ人員整理だけ取り上げておるわけではないのです。この法案は直接の人員整理ともう一つ間接の人員整理と二つあるのです。もう一つの問題は先ほど伺ひしたように、公共事業費、単独事業費の節約から来る間接雇用量の減少、これがどのくらいになつておるか、この前私の計算を申し上げましたが、公共事業費の場合に四五%の労務費というふうな計算をいたしますと、一億円の公共事業費の場合には一日平均四百二十人ばかりの人を使へる。こういう計算をしますと、今度の地方財政計画で、公共事業と単独事業で四百億くらい削るのであれば、そうするなりすかな、十何万人かになるのではないかと思ひます。こういうもの、プラス今の直接の行政整理だから、二十万近くになるのではないかと私は思ふのです。この地方財政再建促進法で再建は促進されるかもしれないが、直接の首切りと間接の首切りでもって整理をするという結果だけは出てくるのではないかと。これについて、政府として、石炭合理化については何らか考へておるようですが、これについては何か考へないのか、こういうところが今の五島君の質問だと思ふのです。からこれは、私はそういう計算でございしますが、政府の方からこれらの点についての総合的な資料をいただいて、あらためて検討したいと思ふのです。長官はその点はどういふふうにお考へですか。公共事業費とか単独事業費の節約、それは一億円当りの労務費が四五%、これは公共事業費の場合普通に通にそう言われておりますが、どういふふうになるか。そういうことは大臣

は何もお考へになつておりませんか。○後藤政府委員 この前にもお答えをいたしたのでありますが、公共事業費の節約の分、削減された分は二十二万人の中に入つておるものじゃないかと私は思ひます。従つて財政計画の上から申しますれば単独事業の分がそれに当るわけでありまして、単独事業の節約分によるところの失業者の問題はやはりあると思ひます。しかしこれは七十六億でありますから八十億といつたしまして、御承知の通り事業費の総額が人員費ではございせん。資材費がございまして、資材費を約半分に減らしても三十数億になります。それから財政計画の中で見ますと、逆に公営企業の方が起債のワツは三十億ばかりふえております。従つて事業量はそつちの方ではふえて参ります。差し引きしますと、昨年と變つたような数字は出てこない。地方財政計画の中だけで考へていくと、そうなるのではないかとと思ひます。

○五島委員 私の質問に対して失業対策費が二十二万人と言われたのです。が、六十億円の首切りを考へると、一人三十万円を基礎とすればこれは二十万人になる。そうすると差引二十万人しか鳩山政府は失業対策を考へてなかつたということになると思ふ。だから労働対策と自治庁の再建整備の問題が相互に相矛盾し合つてゐるのじゃないかと思ふ。ですからこれは次の機会にまたあらためて聞くことにいたします。

○大矢委員長 それでは本日の会議はこの程度にして散会いたします。なお次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後五時三分散会